

## 第 1 章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本市は、碧く広がる琵琶湖と緑輝く鈴鹿の山並みを望み、幾筋もの河川が織りなす豊かな自然の中で地域固有の文化を育んできました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動から循環型社会へと変化の兆しは見られるものの、依然として日常生活や事業活動から大量のごみが排出されています。これらの大量に排出されるごみに起因して、不法投棄による自然環境への負荷はもちろん、最終処分場のひっ迫、処理経費の増加に伴う財政圧迫も無視できない状況になっています。

私たちには、ごみ問題への取組が地球温暖化など世界的規模の環境問題への入口にもなるということへの認識を深め、これまで以上に市民・事業者・市といった全ての主体が低炭素社会や循環型社会の実現に向けた具体的な行動を起こし、総合的な取組を行っていくことが求められています。

このような状況の中、本市においては、「生活環境の保全」および「公衆衛生の向上」を図るため、ごみ焼却場、粗大ごみ処理場を整備し、市内で発生する一般廃棄物を適正に処理・処分することに努めてきました。また、最終処分量の削減を図りながら、時代の要請に応えるため、びん、缶、ペットボトルなど再生可能資源の分別収集や古紙などの集団回収の奨励と行政回収の実施などごみの資源化にも努めてきました。

一方、湖東圏域では彦根愛知犬上広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）が主体となり廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、周辺環境への配慮だけでなく、運営コストについても適正な方法を追究しながら、新ごみ処理施設建設と処理体制の構築に向けた計画が進められています。この施設が整備されるまでの間、現有施設の経年による老朽化および処理能力の低下といった課題を踏まえつつ、新しい法体制と整合を図りながら、より一層のごみ減量・資源化に取り組む必要があります。

こうしたことから、これまでのごみ減量・資源化施策を維持するとともに、さらなるごみの減量・資源化に向けた取組を総合的に展開することにより、資源が循環する持続可能な社会の構築を目指し、この度、彦根市一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

彦根市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、また、「彦根市総合計画」、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」や、「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」などを受け、循環型社会の実現に向けて、本市における一般廃棄物の減量・資源化と適正処理に関する施策を、総合的・計画的に推進していくための計画です。

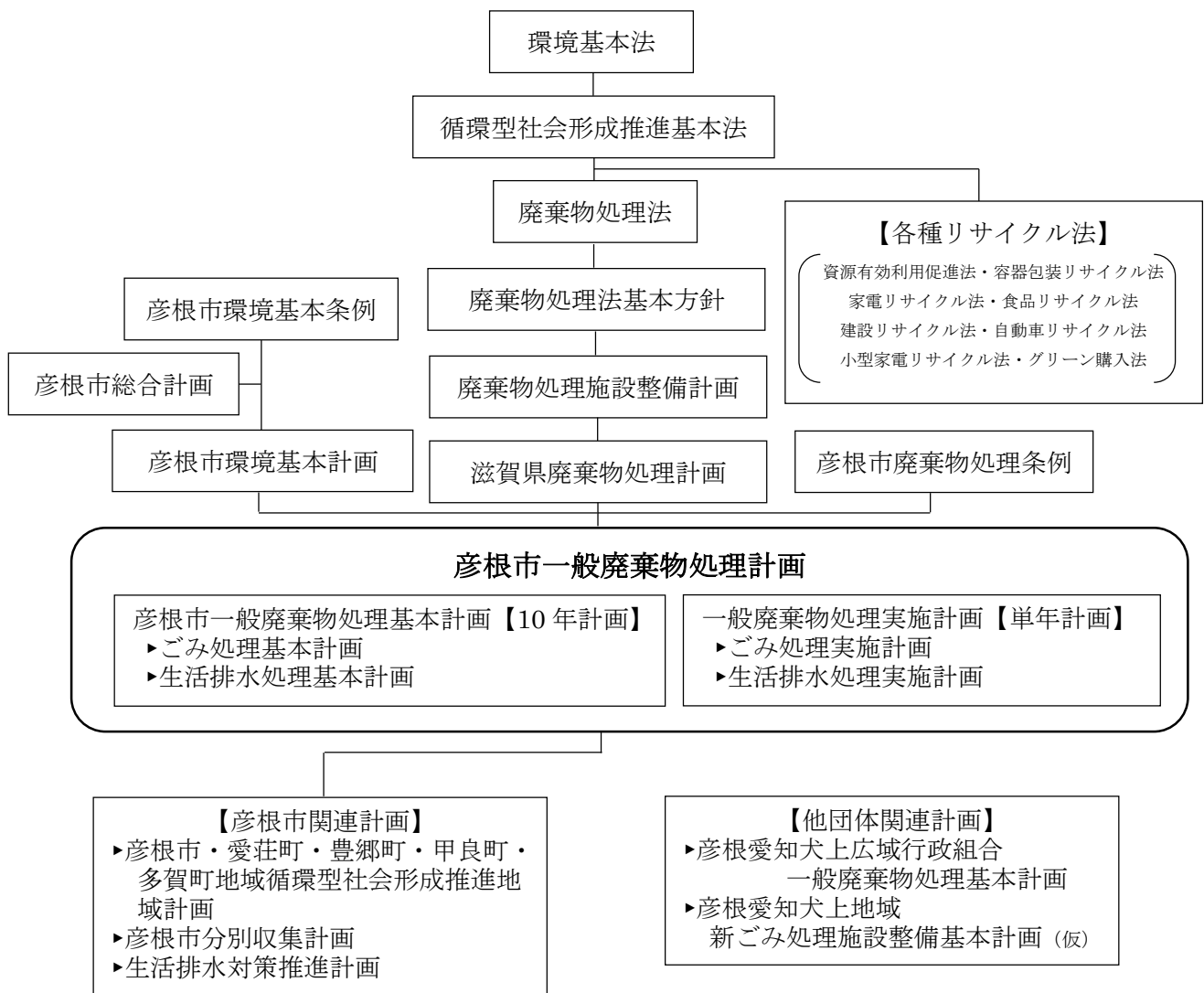


図1 彦根市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

### 3 見直しの背景

近年、わが国においては循環型社会のさらなる推進を目指し、小型家電リサイクル法の施行や廃棄物の不適正処理への対策として様々な法改正等が行われています。

世界的な視点では、地球温暖化防止の観点から、平成27年(2015年)12月に開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、「パリ協定」が採択されたことにより、地球温暖化対策への新たな取組が必要となっているほか、平成29年(2017年)8月には水銀及び水銀化合物の人的な排出から人の健康や環境を保護することを目的とした、「水銀に関する水俣条約」が発効しており、水銀廃棄物の適正処理について、新たな取組が必要とされているところです。

本市においては、平成28年(2016年)7月に本計画の上位計画である、彦根市総合計画後期基本計画

が策定され、ごみの減量とリサイクルの推進によって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効活用が図られるまちを目指しています。また、平成28年(2016年)3月には広域行政組合が設置する最終処分場である中山投棄場が最終処分を終えたことで、本市における最終処分場がなくなったことに伴い、最終処分の民間への委託を開始したことや、湖東圏域におけるごみ処理の広域化が本格的に動き始めています。さらに本計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、本市におけるごみの排出量は大きく減少しており、平成34年度(2022年度)に達成すべき目標の一部を達成しているところです。

このような背景により、本市を取り巻くごみ処理環境は大きく変化していることから、本計画を見直し、本市におけるごみの発生抑制、再生利用、減量、適正処理および生活排水処理等のより一層の推進を目指すこととします。

#### ◎主な見直し点

- ・一般廃棄物の処理量の減少
- ・ごみ減量の目標の変更
- ・再資源化の目標の変更
- ・中山投棄場の埋立終了に伴う、ごみ処理方法の変更
- ・ごみ処理の広域化に関する内容の記載

## 4 計画の期間

---

本計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間としています。今回の見直しにおいては、平成28年度(2016年度)を新たな基準年として平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間として計画の見直しを実施しました。本計画は、広域行政組合で取組が進められている廃棄物処理の広域化に向けて、他の4町との計画期間の統一を図るため、平成32年度(2020年度)に計画の改定を行います。また、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢が大きく変化し、本計画の目的・趣旨を達成するために必要と認められる場合には、適切な見直しを行います。

## 5 計画の範囲

---

本計画の範囲は、本市行政区域全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

## 第2章 彦根市のごみの現状

### 1 ごみの排出量

本市の過去10年間のごみの排出量は、平成19年度(2007年度)以降、減少傾向にありましたが、平成23年度(2011年度)増加に転じ、平成25年度(2013年度)に平成元年(1989年)以降では、平成12年度(2000年度)に次いで2番目に多いごみ総排出量を記録した後、様々なごみ減量・資源化施策を実施した結果減少に転じており、平成28年度(2016年度)においては過去10年間で最も少ないごみ総排出量となっています。

これまで本市では、国が制定する循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法と整合を図りながら、一般廃棄物処理基本計画を策定し、これに基づき分別収集の見直しなど様々な減量・資源化施策を展開してきました。近年では、平成21年(2009年)4月に、ごみの名称変更を行い、「廃プラスチック」を「容器包装プラスチック」に変更し、汚れたプラスチック類を「燃やすごみ」へ移行することで、品質の高い容器包装プラスチックの資源化を促進しています。同年10月には、「古紙・衣類等」の行政回収が始まり、この段階で10種分別収集体制が確立しました。

平成25年(2013年)4月には「小型家電リサイクル法」が施行されたことに伴い、平成26年(2014年)4月から小型家電の回収処理を開始しました。

平成27年(2015年)4月には、焼却量の削減と資源のさらなる推進を目的として、燃やすごみや粗大ごみとして処理されていた、草木や剪定枝の一部の資源化(堆肥化)を開始しました。同年10月からは水銀含有製品の適正処理や資源化のさらなる推進を目的として使用済蛍光灯の分別回収を開始し、この段階で現在の11種分別収集体制が確立しました。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の制定に伴い、水銀使用製品の適正な回収について市町村の責務が新たに定められた(平成28年(2016年)12月28日施行)ことを踏まえて、平成29年(2017年)4月1日から使用済蛍光灯等として、水銀使用製品(水銀使用体温計や水銀使用血圧計等)の分別回収を開始しました。

また、古紙・衣類については、平成2年度(1990年度)から市民の集団回収によるリサイクル活動を奨励する制度を実施し、リサイクルおよびごみ減量に関する意識の高揚を図っています。

これらの減量・資源化施策を進めてきた結果、資源化率は平成28年度(2016年度)で16.9%と10年前と比較すると2.4%の増加となっており、また平成28年度(2016年度)のごみ総排出量は36,877tで、10年前と比較すると約8,100tの減少となり、近年取り組んできた施策が効果を表しているものと考えています。

## 2 ごみの分別区分

本市では「彦根市ごみ処理事業実施要綱(昭和61年(1986年)9月25日告示第67号)」により表2-1、表2-2で示す分別区分において、ごみ処理を行っています。

表2-1 一般家庭から排出される一般廃棄物分別区分



分別区分		主な品目
燃やすごみ		生ごみ、紙ごみ、木・草類、ゴム・皮革製品、紙おむつ、スポンジ、マット、布・繊維類、洗浄困難な容器包装プラスチック等
埋立ごみ		陶器類(茶碗、皿、ガラス、コップ、植木鉢、花瓶、板ガラス、鏡、薬品びん、化粧びん等)、硬いプラスチック製品、アルミホイール、ビデオテープ類、ナイフ・ハサミ・針類、石・がれき類等
粗大ごみ・小型家電		大型日用品(18リットルのポリタンク以上の大きさの物)、ふとん・じゅうたん、家具・建具、自転車、小型家電(特定家庭用機器を除く、1m以下の家庭用電化製品)等
資源	容器包装プラスチック	袋・カップ類、容器・パック類、トレー・発泡スチロール、キャップ・ラベル、液状製品等の容器、製品を包むネット類、ラップ類等で  の表示のあるもの。食品等で汚れている場合は燃やすごみ。
	びん類	飲み物用のびん、食べ物用のびん等
	缶・金属類	飲み物・食べ物用の缶、スプレー缶、金属なべ・金属製品等
	ペットボトル	飲み物、酒類、しょうゆ、みりんなどのペットボトルで  の表示があるもの
	使用済乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ボタン電池、コイン型電池等の一次電池(使い切り電池)
	廃食用油	食用油(植物性油)
	古紙・衣類	新聞、雑誌、牛乳パック、ダンボール・厚紙類、衣類等
	使用済蛍光管等	環状型・直管型・ボール型・ツイン型蛍光管、電球類、点灯管など(ただし、割れているもの、破損しているものを除く) 水銀含有製品(水銀式体温計、水銀式血圧計等)

表2-2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物分別区分

分別区分	主な品目
燃やすごみ	表2-1家庭系燃やすごみ同様。ただし、産業廃棄物に該当するものは除く
粗大ごみ	表2-1粗大ごみのうち、木製家具等のみ。ただし、産業廃棄物に該当するものは除く

### 3 収集運搬体制

#### (1) 家庭系ごみ

本市における一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系一般廃棄物」という。)の収集体制は、表2-3のとおりとなっています。

表2-3 家庭系一般廃棄物収集体制一覧

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託 持ち込み	週2回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
容器包装プラスチック	直営・委託 持ち込み	週1回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
埋立ごみ	直営・委託 持ち込み	月1回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
内ライター	直営・委託 持ち込み	月1回	透明袋 専用BOX	ステーション方式 拠点回収、直接搬入
粗大ごみ 小型家電	直営 持ち込み	申込制	指定なし	戸別(有料) 直接搬入
缶・金属類	委託 持ち込み	月2回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
びん類	委託 持ち込み	月2回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
ペットボトル	委託 持ち込み	随時	ネット袋	ステーション方式 直接搬入
古紙・衣類	古紙：委託/ 持ち込み 衣類：委託/ 持ち込み	月2回	古紙：紐結束 衣類：透明袋 半透明袋	ステーション方式 集団回収、直接搬入
廃食用油	委託 持ち込み	随時	ペットボトル等	拠点回収 直接搬入
使用済乾電池	直営・委託 持ち込み	月1回	透明袋 半透明袋	ステーション方式 直接搬入
使用済蛍光管等	直営 持ち込み	随時	指定なし	拠点回収 直接搬入

※上記廃棄物について、引っ越しや遺品整理など一時的に多量のごみが出る場合には、家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、収集・運搬を委託することができます。

## (2)事業系ごみ

事業活動に伴い排出される一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)に該当する廃棄物については、「特別収集証紙(300円/枚、図2-1)」を、事業用燃やすごみ指定専用袋1袋に対して1枚貼り付け、自治会等が設置する集積所に管理者の承認を得て排出するか、事業用燃やすごみ指定専用袋に入れたうえで排出事業者自ら清掃センターへ持ち込むかまたは、排出事業者が一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬業者)に収集運搬を委託することで、清掃センターに搬入されています。



図2-1 特別収集証紙

表2-4 事業系一般廃棄物収集体制一覧

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託/ 許可業者/持ち込み	週2回 /随時	指定専用袋	ステーション方式 戸別・直接搬入
粗大ごみ	許可業者/持ち込み	随時	指定なし	戸別・直接搬入

## 4 ごみ処理手数料について

市民や事業者が、直接清掃センターへごみを持ち込む場合や、市民が広域行政組合中山投棄場へ持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

また、家庭から排出される粗大ごみ等の収集運搬および処分を清掃センターに依頼する場合は、ごみの大きさに応じて手数料を徴収しています。

表2-5 ごみ処理手数料一覧(平成29年4月1日時点)

種別	取扱区分	手数料	
一件事業 一般産業 廃棄物 生動物 物じに た	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合	1袋につき10kgまでごとに300円(※1)	
	搬入された燃やすごみを処理する場合	20kgまでごとに340円	
	搬入された粗大ごみ(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。以下この表において同じ)を処分する場合	20kgまでごとに440円	
一らる許 般生事可 廃じ業業 棄た活者 物多動が 量以搬 の外入 かす	搬入された燃やすごみを処分する場合	20kgまでごとに340円	
	搬入された粗大ごみを処分する場合	20kgまでごとに440円	
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合	20kgまでごとに560円	
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立ごみを処分する場合	5kgまでごとに40円 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例(平成12年彦根彦根愛知犬上広域行政組合条例第32号)による	
事業 活動 以外 から 生じ た一 般廃 棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合	40kgまで無料 40kgを超える重量20kgまでごとに220円	
	搬入された粗大ごみ(電源コンセントにつなぐ家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1m未満のもの(市長が別に定めるものを除く)を除く)を処分する場合	100円 ただし、40kgを超える場合は、当該40kgを超える重量20kgまでごとに400円を加算する。	
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合	20kgまで無料 20kgを超える重量20kgまでごとに560円	
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立ごみを処分する場合	5kgまでごとに40円 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例(平成12年彦根彦根愛知犬上広域行政組合条例第32号)による	
	粗大ごみを 収集し、お よび運搬し て処分する 場合	小物類を45ℓ以下のビニール袋に収納した場合	1袋につき400円(※2)
		最も長い1辺の長さが0.5m未満のもの	1点につき400円(※2)
		最も長い1辺の長さが0.5m以上1.0m未満のもの	1点につき600円(※2)
最も長い1辺の長さが1.0m以上1.5m未満のもの		1点につき900円(※2)	
最も長い1辺の長さが1.5m以上2.0m未満のもの		1点につき1,200円(※2)	
最も長い1辺の長さが2.0m以上のもの	1点につき1,500円(※2)		
電源コンセントにつなぐ家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1m未満のもの(市長が別に定めるものを除く)	5点までごとに400円(※2) ただし、上記いずれかの区分に該当する粗大ごみと合わせて収集して処分する場合は徴収しない。		
定に器特 家規再定 庭定商家 用す品庭 機る化用 器特法機	収集し、および運搬する場合	洗濯機および衣類乾燥機	1点につき1,800円
		テレビ	1点につき2,100円
		エアコンディショナー(室外機を含む。)	1点につき3,000円
		冷蔵庫および冷凍庫	1点につき3,400円

※1 手数料は、証紙による収入の方法で徴収します。証紙の額面は300円です。

※2 手数料は、粗大ごみ処理券による収入の方法で徴収します。粗大ごみ処理券の額面は400円、600円、900円です。



## 5 ごみ処理施設

### (1) 中間処理施設

表2-6、7、8で示す施設において、焼却・破砕・選別・圧縮等の中間処理を行っています。

表2-6 ごみ焼却施設

名称	彦根市清掃センター ごみ焼却場	
所在地	彦根市野瀬町279-1	
竣工	昭和52年(1977年)3月 平成13年(2001年)3月15日(DXN改良工事)	
処理能力	90t/日(30t/8時間×3炉)	
主な設備概要	受け入れ供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ・乾式有害ガス除去装置・活性炭噴霧装置
	給水設備	生活系:上水 プラント系:上水、井水
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰ピット方式・集じん灰薬剤処理

表2-7 粗大ごみ処理施設

名称	彦根市清掃センター 粗大ごみ処理場
所在地	彦根市野瀬町279-1
竣工	昭和54年(1979年)9月
処理能力	50t/5時間
破砕選別	・破砕 圧縮二次せん断 ・1次選別 磁選機による鉄分の回収 ・2次選別 アルミ選別機によるアルミ、鉄分の回収
フロン回収	フロン回収機による回収

表2-8 資源化施設

名称	彦根市清掃センター 資源化施設
主な設備概要	缶選別圧縮装置 処理能力:スチール缶 4.3t/5時間 アルミ缶 0.6t/5時間 処理方式:磁選機で選別後圧縮成型(スチール缶) アルミ選別機で選別後圧縮成型(アルミ缶) 竣工 :平成9年(1997年)9月
	びん選別装置 処理方式:人による色分け手選別 竣工 :平成2年(1990年)12月
	ペットボトル 圧縮梱包装置 処理能力:1t/5時間 処理方式:圧縮梱包 竣工 :平成13年(2001年)7月
	容器包装プラスチック資源化施設 (民設・民営施設) 処理能力:4.9t/5時間 処理方法:2軸破袋機・手選別コンベア・圧縮梱包 竣工 :平成15年(2003年)9月

## (2)最終処分場

広域行政組合が管理する中山投棄場については平成28年(2016年)3月31日で埋立処分を終了しており、本市には、一般廃棄物を処理する最終処分場はありません。そのため、現状では中山投棄場を一般廃棄物の積替保管の中継基地として活用し、民間事業者の管理する最終処分場へ処理を委託しています。

焼却灰等については、大阪湾圏域広域処分場整備基本計画に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ処理を委託しているほか、焼却灰の一部は民間事業者で路盤材等への資源化を行っています。

表2-9 大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬入量

年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
焼却灰	3,791t	3,530t	3,233t	3,402t	3,719t
ばいじん処理物	1,290t	1,291t	1,416t	1,332t	1,219t
合計	5,081t	4,821t	4,649t	4,734t	4,938t
年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
焼却灰	3,896t	3,616t	3,350t	2,850t	2,610t
ばいじん処理物	1,239t	1,511t	1,498t	1,089t	1,069t
合計	5,135t	5,127t	4,848t	3,939t	3,679t

※平成27年度(2015年度)から焼却灰の一部を民間事業者に委託し資源化を行っています。

## 6 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローを図2-2に示します。

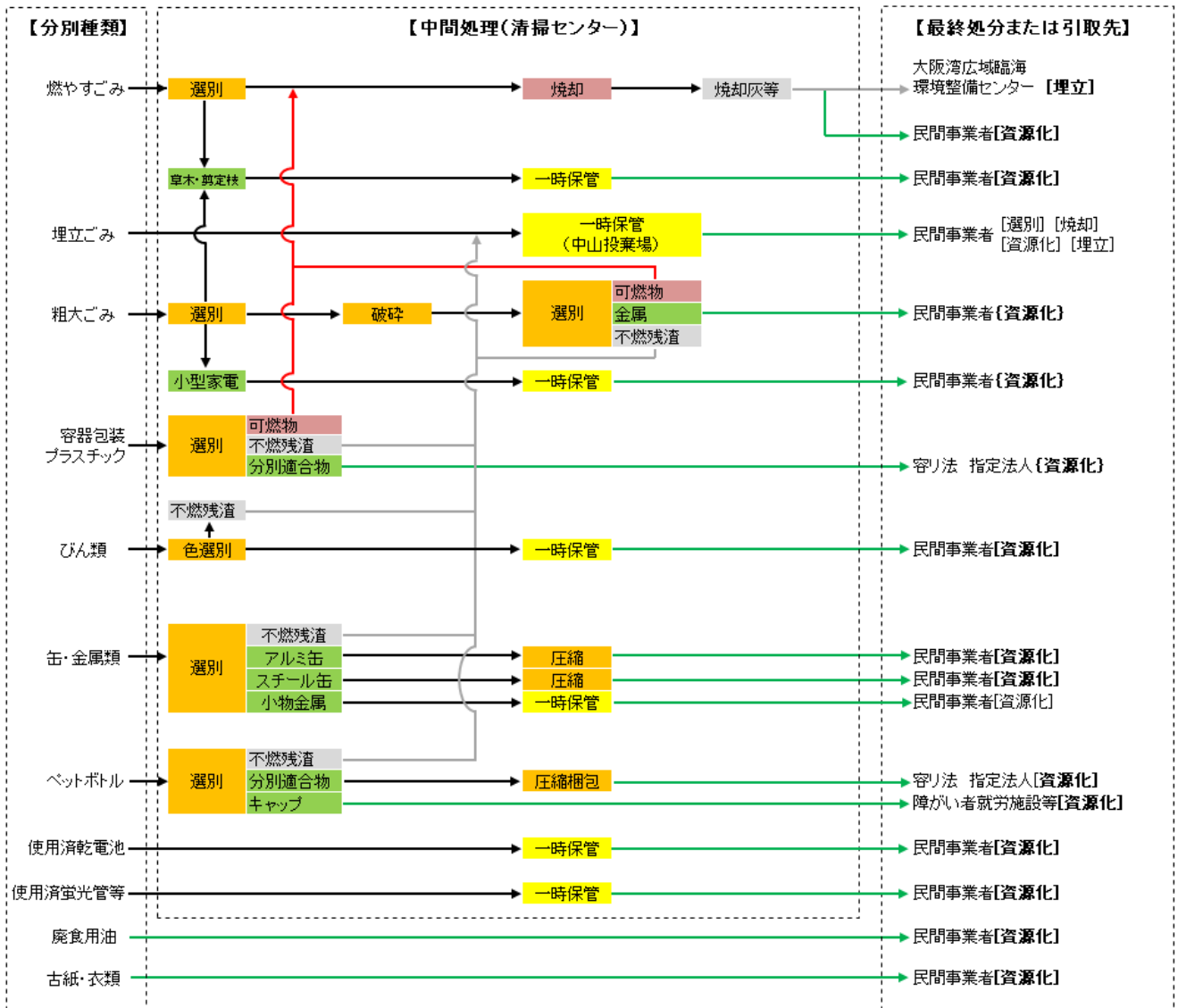


図2-2 ごみ処理フロー(平成29年(2017年)4月時点)

## 7 ごみの排出量、資源化量の実績

### (1)ごみの排出量の実績

過去10年間のごみの排出量の推移を表2-10、図2-3に示します。ごみの排出量については、本計画期間の初年度である平成25年度(2013年度)に過去10年間の排出量のピーク(ごみ総排出量45,757t、1人1日当たりのごみ排出量1,113g)となりましたが、計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、特に燃やすごみや粗大ごみが大きく減少しており、平成28年度(2016年度)におけるごみ総排出量は平成25年度(2013年度)より8,880t少なく、過去10年間で最も少なくなりました(ごみ総排出量36,877t、1人1日当たりのごみ排出量895g)。

表2-10 ごみの排出量品目別、年度別実績の推移

年度		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,662	112,660	112,834
燃やすごみ	t/年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790
埋立ごみ	t/年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303
粗大ごみ	t/年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,407	1,403
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125
容器包装 プラスチック	t/年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080
缶・金属類	t/年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265
びん類	t/年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911
ペットボトル	t/年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244
使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24
廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11
使用済蛍光灯等	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
古紙・衣類 (行政回収)	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509
古紙・衣類 (集団回収)	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210
ごみ総排出量	t/年	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895

※人口については、各年10月1日時点のデータとなっています。

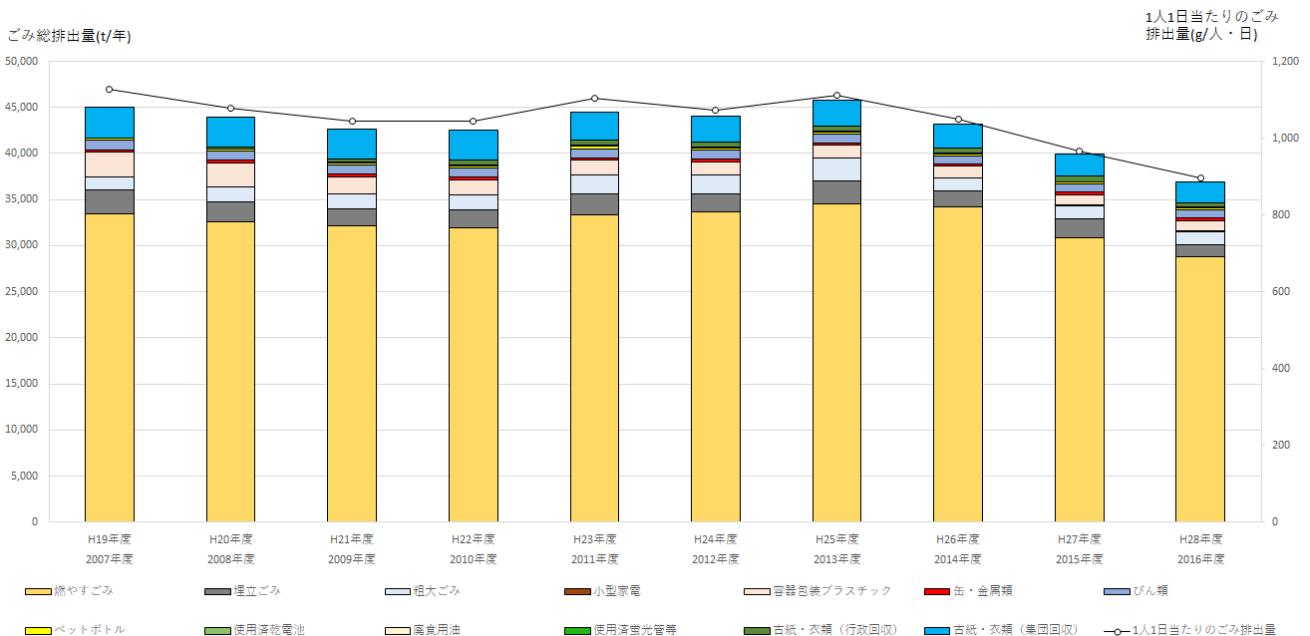


図2-3 ごみの排出量品目別、年度別実績の推移

## (2)資源化量および再生利用率(リサイクル率)の実績

過去10年間の資源化量および再生利用率の推移を表2-11、表2-12、図2-4に示します。資源化量については平成22年度(2010年度)以降、平成26年度(2014年度)まで減少しており、再生利用率についても資源化量の減少やごみ総排出量の増加により同時期に低下しています。平成27年度(2015年度)以降は本計画に基づき、新たに草木・剪定枝や小型家電などの回収・資源化を開始したことにより資源化量は増加しています。また、前述した資源化量の増加や、ごみ総排出量自体が減少したことにより、再生利用率についても上昇しています。

表2-11 資源化量品目別、年度別実績の推移

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
清掃センター	缶・金属類	t/年	317	289	308	260	270	245	230	241	246	251
	びん類	t/年	987	974	907	906	903	904	889	865	845	852
	ペットボトル	t/年	226	235	250	279	250	253	263	243	238	248
	容器包装プラスチック	t/年	1,268	850	818	930	941	868	777	724	683	696
	粗大金属類	t/年	375	400	327	242	237	285	354	172	164	183
	粗大小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125
	使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24
	使用済蛍光灯等	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	古紙・衣類	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509
	廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11
	硬質プラスチック	t/年	0	12	21	16	9	2	-	-	-	-
	草木・剪定枝	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	691	850
	焼却灰	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	96	97
	その他	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	196	6
小計	t/年	3,203	2,924	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,854	
集団回収	段ボール	t/年	520	534	575	569	563	543	571	577	530	516
	新聞	t/年	1,928	1,892	1,667	1,676	1,522	1,396	1,323	1,209	1,123	1,019
	雑誌	t/年	812	853	961	946	919	868	817	768	691	638
	繊維類	t/年	31	30	32	34	38	34	34	24	32	30
	牛乳パック	t/年	19	8	9	10	9	12	8	16	8	7
小計	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	
埋立ごみの資源化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175	
資源化量合計	t/年	6,513	6,241	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	

表2-12 再生利用率(リサイクル率)年度別実績の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ごみ総排出量(t) (集団回収を含む)	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877
資源化量(t) (集団回収を含む)	6,513	6,241	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239
再生利用率(%)	14.5%	14.2%	14.8%	15.3%	14.2%	13.7%	13.0%	12.8%	15.6%	16.9%

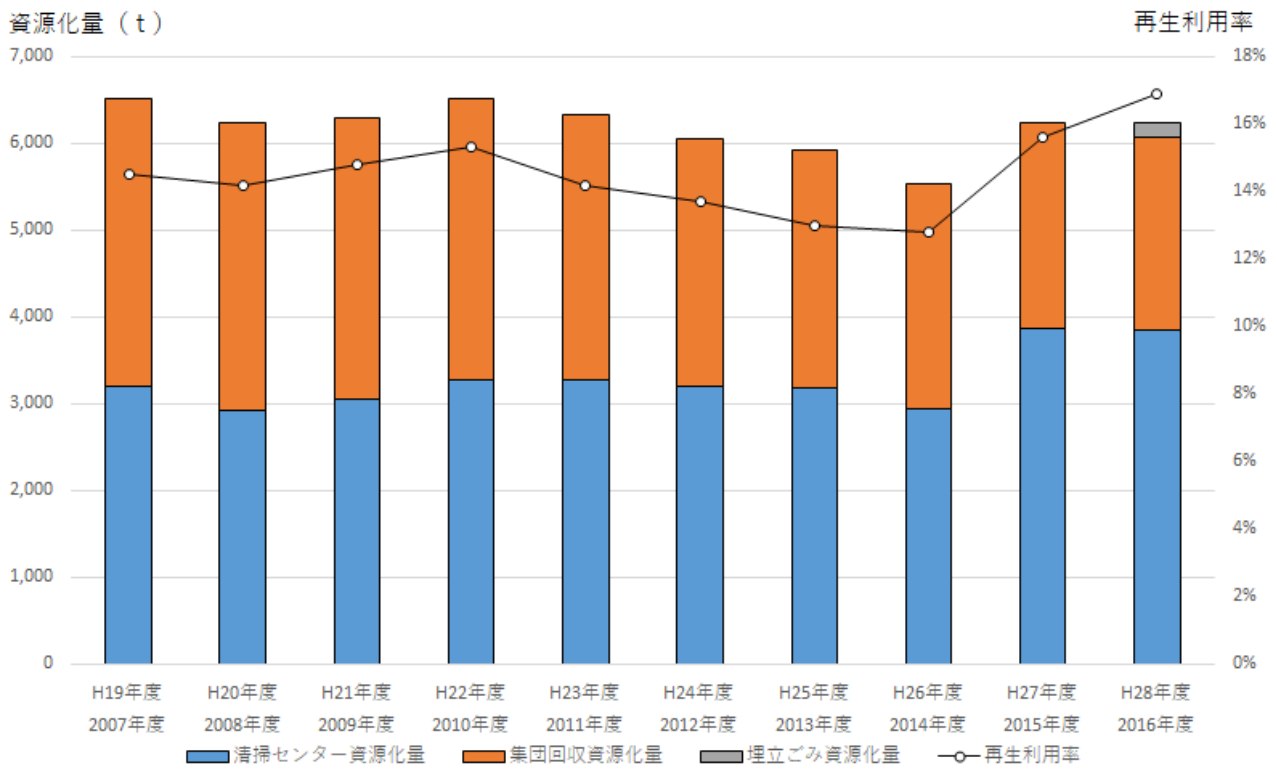


図2-4 再生利用率(リサイクル率)年度別実績の推移

## 8 燃やすごみのごみ質について

燃やすごみの性状分析については、清掃センターにおけるピット内のごみについて調査をしており、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物が混ざった状態の調査結果となっています。

表2-13 燃やすごみ性状調査の結果

		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均
組成 (%)	紙・布類	59.8	62.7	54.0	56.2	49.8	49.3	56.9	54.1	50.4	47.1	54.0
	木・竹・わら類	10.0	9.2	5.4	7.7	20.9	10.6	7.4	10.0	11.8	10.9	10.4
	厨芥類	9.1	10.4	12.1	9.4	9.6	5.6	4.7	3.4	8.9	9.1	8.23
	ビニール類	13.1	14.9	22.5	21.2	14.5	27.8	27.8	28.9	22.6	30.9	22.4
	不燃物類	4.3	0.6	3.6	1.6	1.9	0.3	0.8	1.5	2.3	0.6	1.75
	その他	3.7	2.2	2.4	3.9	3.4	6.4	2.4	1.9	4.0	1.4	3.17
	見掛比重(kg/m <sup>3</sup> )	188	155	147	132	145	141	129	137	148	143	147
3成分率 (%)	水分	53.7	42.6	44.3	41.8	47.2	45.1	36.9	45.6	39.0	49.4	44.6
	灰分	4.9	5.2	5.9	5.8	6.2	6.6	5.2	5.0	4.4	3.3	5.25
	可燃分	41.5	52.3	49.8	52.4	46.6	48.3	57.9	49.4	56.5	47.3	50.2
低位発熱量	実測 (kJ/kg)	5,762	8,357	8,590	8,820	6,910	8,865	10,697	10,247	11,063	8,428	8,774
	(Kcal/kg)	1,380	1,995	2,050	2,107	1,647	2,117	2,553	2,447	2,638	2,015	2,095
	計 (kJ/kg)	6,458	8,783	8,275	8,550	7,590	7,965	9,985	8,163	9,652	7,668	8,309
	(Kcal/kg)	1,543	2,097	1,977	2,042	1,813	1,902	2,385	1,950	2,312	1,833	1,985

※性状調査については年6回測定を行っており、6回の算術平均により数値を算出しています。

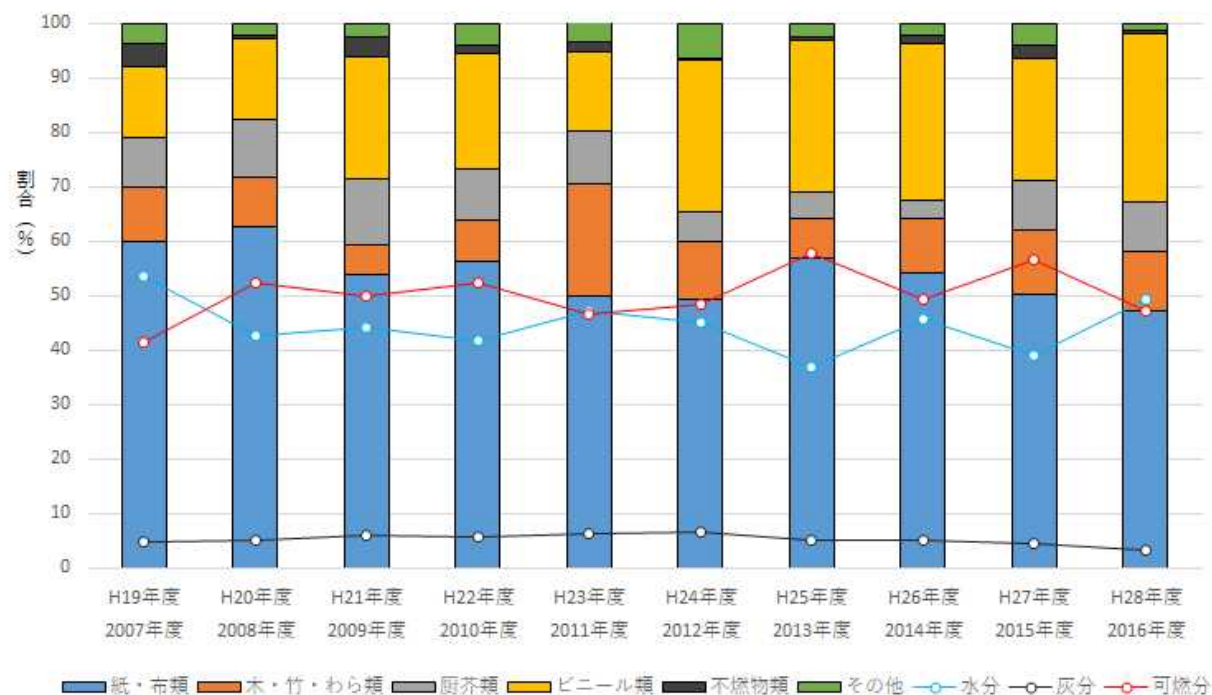


図2-5 燃やすごみ性状調査の結果推移

## 9 ごみ処理経費について

過去10年間におけるごみ処理経費の推移を表2-14、図2-6に示します。

清掃センターのごみ焼却場等の老朽化が進んでおり、安定して稼働していくための整備や補修に要する経費が増加しているため、平成22年度(2010年度)以降、ごみ処理経費は増加を続けています。

表2-14 ごみ処理経費年度別実績の推移

	ごみ処理経費	ごみ処理量	1トンの処理経費	1人当たりの処理経費	一般会計歳出総額	人口
	単位：千円	単位：t	単位：円	単位：円	単位：千円	単位：人
H19年度 2007年度	1,205,194	41,672	28,921	10,827	34,705,745	111,310
H20年度 2008年度	1,205,566	40,663	29,648	10,792	35,126,618	111,710
H21年度 2009年度	1,213,753	39,402	30,804	10,861	38,831,729	111,751
H22年度 2010年度	1,159,842	39,314	29,502	10,374	39,437,470	111,799
H23年度 2011年度	1,179,720	41,486	28,437	10,496	38,587,460	112,400
H24年度 2012年度	1,227,344	41,236	29,764	10,897	37,880,136	112,632
H25年度 2013年度	1,257,368	43,147	29,141	11,158	41,137,642	112,691
H26年度 2014年度	1,269,047	40,573	31,278	11,268	41,750,920	112,622
H27年度 2015年度	1,454,395	37,508	38,776	12,910	41,657,653	112,660
H28年度 2016年度	1,465,973	34,668	42,286	12,991	43,215,324	112,843

※ごみ処理量には集団回収量を含みません。

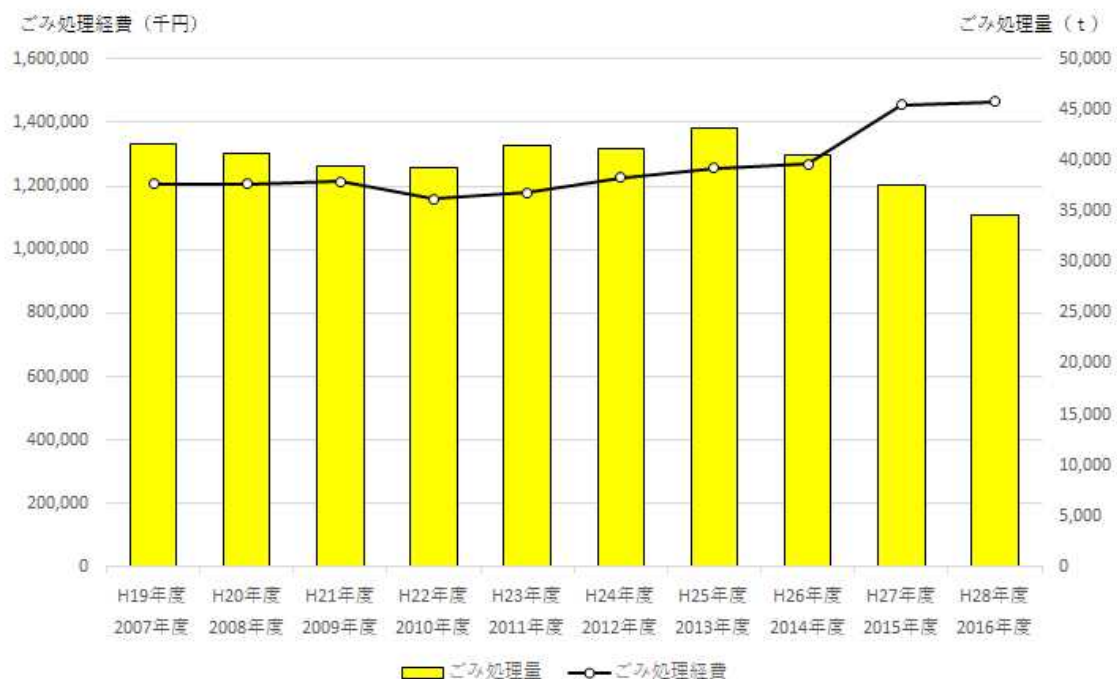


図2-6 ごみ処理経費年度別実績の推移



### 第3章 彦根市のごみ処理現状と課題

#### 1 ごみ処理の現状

##### (1) 国や県が定める計画との比較

本市におけるごみ総排出量の実績と、国や滋賀県が計画等で定める目標を表3-1で比較します。国の目標については「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年(2016年)1月21日 環境省告示第7号、以下、「廃棄物処理法基本方針」という。)」に示された目標値、滋賀県の目標については「第四次滋賀県廃棄物処理計画(平成28年(2016年)7月)」に示された目標値と比較を行います。

国が「廃棄物処理法基本方針」で示す目標については、排出量、最終処分量ともに平成28年度(2016年度)の段階で平成32年度(2020年度)の目標を達成していますが、再生利用率については達成ができていません。

滋賀県が「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す目標については、削減割合の目標で比較すると平成32年度(2020年度)目標を排出量、最終処分量ともに達成していますが、数値目標では達成ができていません。

表3-1 国、県目標値との比較

	単位	彦根市					国		滋賀県	
		H24年度 2012年度 実績	H26年度 2014年度 実績	H28年度 2016年度 実績	削減割合 H24-H28	削減割合 H26-H28	H32年度 2020年度 目標	H32年度 2020年度 目標		
ごみ総排出量	t/年	44,809	43,167	36,877	17.7%	14.6%	平成24年度比 (2012年度比) 約12%削減	1人1日当たりのごみ排出量を 820g/人・日とする (平成26年度(2014年度)比) 約4%減		
	g/人・日	1,072	1,050	895	16.5%	14.8%				
再生利用率	%	13.7	12.8	16.9	-	-	約27%に増加させる	-		
最終処分量	t/年	7,268	6,876	4,290	41.0%	37.6%	平成24年度比 (2012年度比) 約14%削減	1人1日当たりの最終処分を 82g/人・日とする (平成26年度(2014年度)比) 約11%減		
	g/人・日	177	167	104	41.2%	37.7%				

## (2) 県内他市町との比較

本市の1人1日当たりのごみ排出量を県内他市町と比較すると、平成19年度(2007年度)から平成27年度(2015年度)までの9年間、県内の市町で最も多い排出量となっています。

表3-2 滋賀県内市町における1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

	人口	H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度
大津市	342,369人	1,082	995	977	957	952	930	918	849	844
彦根市	112,660人	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,074	1,113	1,050	967
長浜市	121,283人	1,001	965	859	842	847	835	830	813	803
虎姫町	-	941	894							
湖北町	-	808	762							
高月町	-	770	853							
木之本町	-	792	742							
余呉町	-	673	670							
西浅井町	-	756	734							
近江八幡市	82,222人	1,082	1,034	973	994	964	904	915	907	919
安土町	-	734	722							
草津市	130,048人	1,021	1,039	1,020	1,001	950	935	936	907	883
守山市	80,935人	985	991	992	851	835	839	845	829	830
栗東市	67,535人	957	913	963	801	811	789	788	790	778
甲賀市	92,410人	907	912	865	860	858	875	870	882	895
野洲市	50,789人	748	803	836	783	797	829	787	792	813
湖南市	54,872人	930	899	757	825	830	798	793	815	803
高島市	51,217人	1,083	994	991	994	915	913	980	897	898
東近江市	115,379人	873	818	798	777	720	766	772	768	773
米原市	39,893人	735	711	717	730	739	697	703	694	704
日野町	22,156人	820	732	783	779	796	807	818	840	840
竜王町	12,443人	741	725	716	761	785	808	872	881	893
愛荘町	21,189人	676	682	640	604	600	583	584	595	610
豊郷町	7,386人	663	676	711	691	710	707	821	778	861
甲良町	7,301人	835	843	753	761	819	835	908	662	681
多賀町	7,669人	868	698	700	732	696	734	732	838	812
滋賀県	1,419,756人	977	938	918	896	887	876	880	851	843

環境省 一般廃棄物処理実態調査より

※虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町は平成21年度(2009年度)に長浜市へ合併しています。

※安土町は平成21年度(2009年度)に近江八幡市へ合併しています。

※人口については、平成27年(2015年)10月1日時点の人口となっています。

## 2 課題

### (1)ごみの減量・資源化における課題

#### ア ごみの減量に対する課題

##### (ア)ごみの削減

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、近年では平成25年度(2013年度)の1,113g/人・日をピークにごみ減量の取組の成果もあって減少しており、平成28年度(2016年度)においては、895g/人・日となっています。この値は、全国平均(939g/人・日 平成27年度(2015年度)※)を下回っているものの、滋賀県平均(843g/人・日 平成27年度(2015年度)※)を上回っており、滋賀県平均に追いつくためにもより一層、ごみ減量に向けた取組を実施していく必要があります。

本市の品目別のごみの排出量を確認していくと、県内他市町と比較しても、「燃やすごみ」の排出量が多いということが分かりました。平成29年度(2017年度)に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果、食べ残しなどの「食品ロス」や「紙類」などのリサイクルできる『もったいないごみ』が多く含まれており、燃やすごみを削減していく余地が残されています。

※環境省 一般廃棄物処理実態調査より

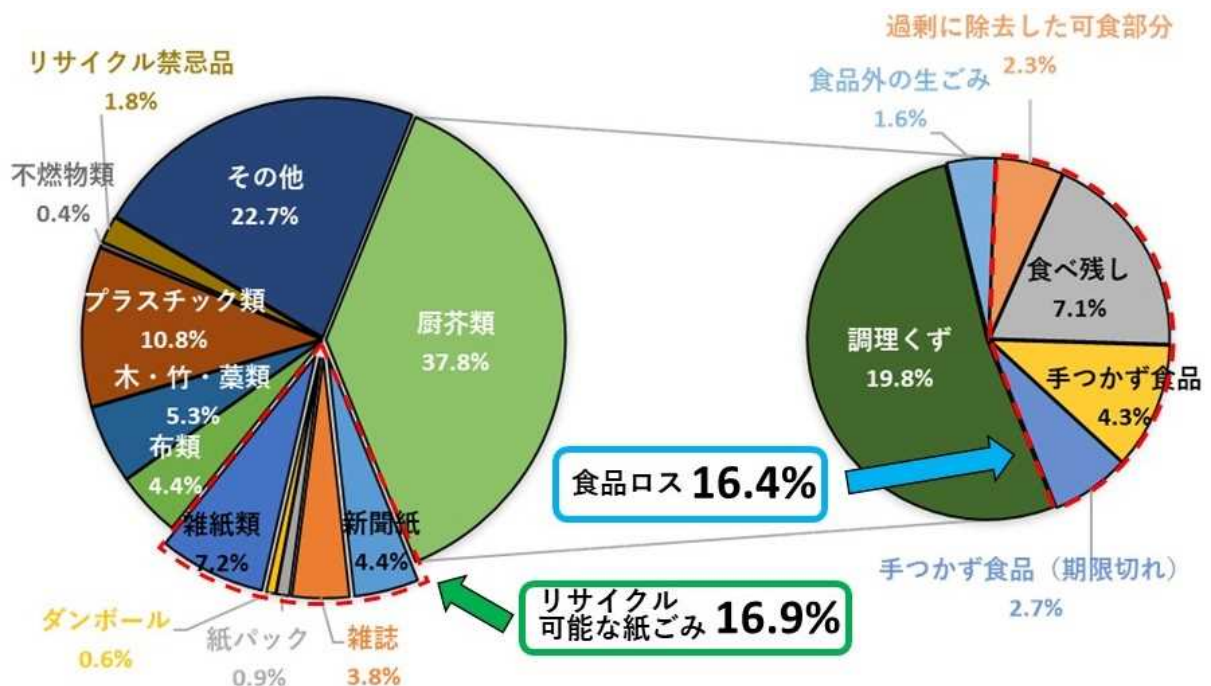


図3-1 平成29年度燃やすごみ組成調査の結果

##### (イ)食品ロスの削減

食品ロスは全国的にも課題となっており、日本では年間621万t(平成26年度(2014年度))の食品ロスが発生していると推計されています。本市において平成29年度(2017年度)に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果(図3-1)では、家庭系燃やすごみのうち、16.4%が食品ロスであるこ

とが判明しています。

このように本来食べられるものを捨てることは『もったいない』ことであり、食品ロスを少しでも減らせるような取組、啓発を実施していく必要があります。

※「食品ロス」とは食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。例えば「賞味期限切れの食品」や「食べ残し」、「可食部の過剰除去」などが食品ロスにあたります。



写真3-1 組成調査で確認された期限切れや食べ残し食品

#### (ウ)ごみ処理料金有料化の検討

廃棄物処理法基本方針には、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化のさらなる推進を図るべきである。」とされています。

本市では、事業系一般廃棄物に関しては、その処理について手数料を徴収しています。家庭系一般廃棄物は、「粗大ごみ」については処理手数料を徴収しているものの、「燃やすごみ」、「埋立ごみ」については、直接搬入する場合を除き、処理手数料は無料となっています。

今後は、有料化のメリットやデメリット、経済情勢、広域行政組合で進められている、ごみ処理の広域化における処理手数料の考え方等を踏まえて、検討していく必要があります。

#### イ ごみの資源化に対する課題

##### (ア)資源化量および再生利用率

再生利用率については、近年では平成26年度(2014年度)の12.8%を最低として平成28年度(2016年度)においては16.9%と上昇傾向にありますが、滋賀県平均(18.6% 平成27年度(2015年度))や全国平均(18.8% 平成27年度(2015年度))と比べても低い傾向にあり、資源化量の増加に向けた取組を実施していく必要があります。

### (イ) 紙ごみの資源化推進

本市において、平成29年度(2017年度)に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果(図3-1)では、家庭系燃やすごみのうち、16.9%がリサイクル可能な紙ごみであることが判明しています。この結果から、平成28年度(2016年度)に家庭から排出されたリサイクル可能な紙ごみ量を推計すると、3,372tものリサイクル可能な紙が焼却処理されていることとなります。このようなことから、紙ごみのリサイクル推進を積極的に取り組んでいくことが必要です。



写真3-2 組成調査で確認されたリサイクル可能な紙ごみ

## ウ 事業系一般廃棄物の減量に対する課題

### (ア) 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者

現在、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が清掃センターへ持ち込む廃棄物に対する展開検査を実施し、不適正な分別や市域をまたいで持ち込まれる越境ごみ等に対する対応を強化しています。このような取組の結果、近年事業系一般廃棄物の排出量は大きく減少しており、取組を継続して実施していくことが必要です。

### (イ) 事業系一般廃棄物排出事業者

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の持ち込む廃棄物に対する展開検査の結果では、不適正な分別(産業廃棄物にあたるプラスチックの混入)や、排出段階で分別すれば資源化できるようなもの(紙類や段ボール)が多くみられます。

今後は、排出段階での分別や資源化を徹底するため、排出事業者に対する指導・啓発の実施や、紙ごみを含めた資源化を推進していくことが必要です。

### (ウ)処理手数料の見直し

事業系一般廃棄物については、表2-5に示した処理手数料を徴収していますが、ごみ処理に必要な経費は、電気料金、燃料費、人件費、委託料など社会情勢の影響により変動することから、毎年ごみ処理経費の算定を行い、適切なごみ処理手数料となるよう見直しを検討することが必要です。

## エ ごみの収集・運搬に対する課題

### (ア)集積所における不適正排出

集積所に粗大ごみなど収集対象ではないごみが出されることもあり、排出ルール徹底の啓発と併せて、集積所管理にかかる地域への理解を求めていくことが必要です。

### (イ)直接搬入

直接搬入については、運転免許証等の身分証明書による排出元の住所確認を行っていますが、市外からの越境ごみの搬入を完全に防止できていないわけではありません。また周辺の市町と比べてごみ処理手数料が安価となっていることもあり、産業廃棄物の混入や、市外からの越境搬入が発生しやすい状況となっています。それらの防止対策として搬入時の確認方法の検討や、料金体系の見直しを検討していくことが必要です。

### (ウ)ふれあい収集

地域の高齢化が進む中で、自らで集積所へごみ出しをすることができない方が増加しています。また、ごみ集積所の統合に伴い集積所が遠くなり、ごみ出しを自らでできなくなる方も出てくるものと考えられます。このように、自らで集積所へごみ出しができず、親族や周辺の協力を得ることが難しい方に対する収集方法を検討していくことが必要です。

## オ 処理施設・処理方法等に対する課題

### (ア)ごみ焼却場ほか各種ごみ処理施設の老朽化

湖東圏域では広域行政組合が中心となり、廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、新ごみ処理施設の建設と処理体制の構築に向けた計画策定が進められていますが、本市のごみ焼却場をはじめ現有ごみ処理施設は、設置後40年、大規模改修後15年以上が経過し、各設備機器は経年による老朽化が進んでいます。毎年維持管理補修、整備を実施して老朽化による機能低下、処理能力低下が最小限にとどまるよう保持に努めているところですが、新施設が稼働するまでの間は今まで以上に老朽化の進行が予想され、現有施設を安定して稼働していくための整備や補修に要する経費の増加が懸念されます。

## (イ)最終処分場

焼却灰やばいじんについては、大阪湾広域臨海環境整備センターへの処理委託、埋立ごみについては、平成28年(2016年)3月末をもって、広域行政組合の管理する中山投棄場の埋立が終了したことから、現在は民間事業者によるその処理を委託しています。

現在、本市や広域行政組合圏域において、埋立ごみや焼却灰の埋立を行うことができる最終処分場がないことから、広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

## (ウ)分別

現状の分別区分11種類を維持するとともに、より一層の減量や資源化を推進するため、新しい技術等の調査を進め、新たな分別区分の検討を行う必要があります。

また、広域行政組合が新ごみ処理施設の建設にあたり検討を進める新たな処理体系を踏まえて、分別区分の検討を行うことが必要です。

## (2)分別収集区分ごとの課題

ごみの減量・資源化の推進は、制度の整備のみで達成されるものではなく、家庭や事業者を含む全ての市民の理解と協力によって初めて実現できるものです。また、市民の自主的な取組や市民との協働も欠かすことはできません。

全ての市民に関わりがあるごみ問題こそ、市民総意で問題の解決に向けて取組を進めていかなければなりません。

### ア 燃やすごみ

- 家庭系、事業系を問わずリサイクル可能な古紙が多く含まれており、排出段階での分別、リサイクルを徹底できるよう啓発を進めていくことが必要です。
- 家庭系燃やすごみの組成調査では燃やすごみのうち、湿重量で約3割が生ごみであり、最も多くを占めています。食品ロスの削減や堆肥化等による、生ごみの削減を進めていくことが必要です。
- 台風等で発生した湖岸漂着物のうち、ヨシや流木は粗大ごみ処理施設で処理後に焼却処理を行っていますが、一時的に多量に発生する点や、粗大ごみ処理施設で処理ができないもの(大木等)も発生することから、このような漂着物でも処理することができる一般廃棄物処理業許可業者への誘導や、新たな資源化方法等の検討を行うことが必要です。

## イ 埋立ごみ

- 現状では、埋立ごみの処理は民間に委託されており、併せて最終処分前の選別が行われていますが、リサイクル可能な品目も多く含まれていることから埋立ごみの分別区分について検証を進めて行くことが必要です。
- スプレー缶やライターなど、回収時に火災等の事故が発生する可能性のある廃棄物が含まれていることがあり、実際に塵芥車の火災も発生しています。ライターの適切な排出方法や、スプレー缶の分別について周知・啓発を実施していくことが必要です。

## ウ 粗大ごみ・小型家電

- 小型家電については、分別回収を開始した平成 26 年度(2014 年度)以降、年々回収量は増加傾向にあります。小型家電の従前の分別区分である埋立ごみとして排出されることも少なからずあることから、引き続き小型家電の分別回収の周知を実施していくことが必要です。
- 粗大ごみや小型家電として捨てられるものの中には、まだ使用できるのに捨てられている物もあります。このようなまだ使える物をごみにしないため、粗大ごみや小型家電のリユースを進める取組の検討を行うことが必要です。

## エ 容器包装プラスチック

- 容器包装プラスチックについては、他の分別区分と比べて分別が難しいことから、異物の割合が高くなっています。これまでに引き続き、適切な分別が実施されるよう、分別方法の周知・啓発を進めていくことが必要です。
- 今後の容器包装プラスチックの処理については、ごみ処理の広域化に併せて広域行政組合にて検討が進められているところですが、現状のリサイクル(マテリアルリサイクル)を継続するか、焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を実施するか、費用対効果や資源循環、地球温暖化への影響などの環境的側面を考慮し、検討を進めていくことが必要です。

## オ びん類

- 一升びん等のリターナブルびんの排出がされていることから、一升びん等のリターナブルびんは購入店に返却する等の啓発を実施していくことが必要です。
- びんの処分については、民間事業者へ有価物として売却していますが、特にその他色びん(無色びん、茶色びん以外のびん)は、単独では有価物としての売却ができなくなってきています。そのため、処理方法については容器包装リサイクル法に基づく指定法人への処理委託も含めて検討を行うことが必要です。



- 資源物であることから事業活動で排出されたものでも無料で回収していますが、処理経費が高騰していることから、事業系については有料での回収もしくは受入の可否の検討を行うことが必要です。

#### カ 缶・金属類

- 缶と金属類を合わせた収集区分であるため、収集後に選別が必要となっています。缶と金属類を分けて回収するなどの検討を行うことが必要です。

#### キ ペットボトル

- 季節により排出量に偏りがあることから、時期に応じて回収ボックスがいっぱいになってしまうような収集体制の検討を行うことが必要です。
- 資源物であることから事業系においても無料で回収していますが、処理経費が高騰していることから、事業系については有料での回収もしくは受入の可否の検討を行うことが必要です。

#### ク 使用済乾電池

- 一部のボタン電池では水銀を使用しているものがあります。家電量販店等の店舗では水銀の適正な処理を目的として、回収が実施されていますが、本市においても水銀の適正な回収・処理の観点から、ボタン電池の処理方法や資源化についての検討を行うことが必要です。
- 二次電池(充電できる電池)については、回収をしておりませんが、一次電池(使い切り電池)に混ざって排出されることもあることから、その処理方法、資源化の検討を行うことが必要です。

#### ケ 廃食用油

- 回収する油については、植物性の食用油(てんぷら油やごま油等)としていますが、食用油以外の油(機械油や作動油)の混入や、動物性油脂の混入があることから、回収できる油の周知・啓発を進めることが必要です。
- 今後の廃食用油の処理については、ごみ処理の広域化に併せて広域行政組合において検討が進められているところですが、現状のバイオディーゼル燃料(BDF)へのリサイクルを継続するか、焼却による熱回収(サーマルリサイクル)を実施するか、費用対効果や資源循環、地球温暖化への影響などの環境的側面などを比較し、検討を行うことが必要です。

#### コ 古紙・衣類

- 古紙として回収されたものの中に、窓付き封筒やビニール袋など禁忌品が混入しています。今後紙類のリサイクルを進めていくにあたっては、リサイクル可能な品目を示すだけでなく、リサイクル禁忌品についても、しっかりと情報提供を行っていくことが必要です。

## サ 使用済蛍光管等

- 使用済蛍光管の分別回収については、平成 27 年度(2015 年度)から開始していますが、現在でも使用済蛍光管の従前の分別区分である埋立ごみとして排出されることも少なからずあります。現状では埋立ごみとして排出されていても収集していますが、今後は、使用済蛍光管が含まれていた場合の収集の可否について検討行うことが必要です。
- 使用済蛍光管等の分別回収については、リサイクルの観点からだけでなく、水銀使用製品としての適切な回収・処理といった点についても周知・啓発を進めていくことが必要です。

## 第 4 章 基本理念

### 『もったいない』を実践するまち ひこね

私たちが生活することで、ごみは必ず発生します。

しかし、古くから培われてきた「もったいない」という日本固有の言葉が持つ本来の意味を大切に、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」などの行動を日々の生活で意識し、実践することでごみを確実に減らすことができます。

物資が乏しかった江戸時代では、庶民は知恵を絞り、今でいうリサイクルに意を注ぎ、慎ましく無駄のない暮らし、いわゆる循環型の暮らしをしていましたが、現代を生きる私たちは、当たり前のように「もの」がある中で、資源が無限にあるかのような錯覚に陥り、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活をしています。今、この社会を未来につなぐ私たちに求められるのは、「もったいない」という言葉を深く心に刻み、「豊かさ」とは何かを問い直し、ごみの発生抑制と再使用に努めることです。

本市においては、市民一人ひとりがごみの減量や資源の再生利用に対する意識を高め、市民や事業者と協力・協働しながら、人と環境が調和した魅力あるまち、将来へとつながる持続可能な循環型社会の創造を目指し、本計画の基本理念を定めました。

## 第 5 章 基本方針

基本理念の実現に向け、「循環型社会」の実現を目指す上で重要な考え方である3Rの中でも、特にごみのリデュース(発生抑制)や製品等のリユース(再使用)の2Rの取組を優先的に進め、次に再生利用(リサイクル)を進めるため、市民・市民団体・事業者・市の主体が協働して「ごみの減量・資源化」を推進します。なおもごみとして処理せざるを得ないものについては、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図りながら、環境にできるだけ負荷をかけないように適正に処理していきます。

また、ごみの減量・資源化の推進が、ごみ処理経費の節減や最終処分量の削減、温室効果ガスの削減などに効果があることを、具体的かつ分かりやすく情報発信するとともに、市民・事業者などの各主体がごみの減量・資源化にそれぞれの価値を見出し、循環型ライフスタイルへの変革をもたらすことができるような「協働と参画」の取組をより一層進めていきます。

### 基本方針1 「リデュース・リユース」に重点をおいた施策の総合的展開

ごみの減量・資源化を進める3Rの取組では、「ごみとして排出されるものを減らす」ということを優先的に行うことが最も重要であり、次いでリターナブルびんのように「製品を何度もリユースする」こと、最後に「資源としてリサイクルする」こと、という順になります。廃棄物の発生を抑制するためには、「無駄な買い物をしてない」、「最終的にごみになりそうなものは買わない」など、日々の生活で一人ひとりの心がけが必要となります。

また、「リユース」の促進には、事業者の協力なしには実現できない部分もあり、リユースできる製品を選ぶなど消費者としての意識の改革も必要です。ライフスタイルやビジネススタイルの変革を促し、市民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。

### 基本方針2 リサイクルの推進

リサイクルの推進においては、ごみとして排出される量が多い品目に着目した資源化の取組が効果的です。ただ、リサイクルには経費やエネルギー利用の課題が残っており、単純にリサイクルできるからといった考えのもとに製品を選ぶことで、廃棄物のリデュースを阻害するようなことがあってはなりません。リサイクルは循環型社会の形成においては、あくまでも最終手段であることを念頭におき、リサイクルを全面的に推進することのないような施策を展開していきます。

### 基本方針3 分かりやすい情報発信の推進

現在、ごみ処理に関する統計をホームページで公開していますが、活用媒体がホームページのみの公開であり、情報提供としては十分とはいえない状況です。市民や事業者が、本市のごみの現状と課題を知り、十分理解しなければ、それぞれの役割に沿ったごみ減量・資源化に取り組むことはできないこと

から、情報提供は、適切かつ分かりやすい必要があります。

今後、広報への掲載や出前講座など、さまざまな機会を通じて本市のごみ処理の現状を積極的に公開し、市民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「みえる化」されたものとなるよう努めます。

また、本計画の周知を徹底し、その達成状況についても適宜公開することで、市民一人ひとりが目標意識をもってごみの減量・資源化に取り組めるようにしていきます。

## **基本方針4** 市民・市民団体・事業者・市のコミュニケーションによる協働の推進

---

コミュニケーションとは、「参加者が互いに情報を生み出し、それを共有することにより、相互理解にいたる過程」であり、相互作用や双方向性を重視したものだと言われます。循環型社会を実現していくためには、ごみの減量・資源化の担い手としての市民、生産・流通に携わる事業者、環境問題やごみ問題に取り組む市民団体、ごみ処理に携わる市との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動につながるよう施策を展開していきます。

## 第 6 章 減量・資源化目標

本計画では、平成28年度(2016年度)を基準年度、平成34年度(2022年度)を最終年度として目標を設定しています。

本計画で取り扱うごみは、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物となります。なお、目標達成の進捗管理で取り扱う数値からは、台風等の影響で琵琶湖岸に打ち上げられたヨシや流木など、自然災害や火災等によって発生する廃棄物を除きます。

### 1 減量・資源化目標

#### 目標A ごみ総排出量を減らす

ごみ総排出量とは、清掃センターに搬入される家庭や事業所からの廃棄物や資源物と、中山投棄場に搬入される家庭からの埋立ごみに、自治会等で実施される古紙や衣類の集団回収量を含めたもの(スーパー等の店舗で回収された古紙等は含まないものとします。)であり、家庭から排出される不要物は、リサイクルされるものであっても「ごみ」として扱います。

平成25年度(2013年度)に過去10年間の排出量のピーク(ごみ総排出量45,757t、1人1日当たりのごみ排出量1,113g)となりましたが、計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、特に燃やすごみや粗大ごみが大きく減少しており、平成28年度(2016年度)におけるごみ総排出量は平成25年度(2013年度)より8,880t少なく、過去10年間で最も少ない量となりました(ごみ総排出量36,877t、1人1日当たりのごみ排出量895g)。しかし、県内他市町と比較すると1人1日当たりのごみ排出量が多い状況であり、特にごみ総排出量の中でも多くの割合を占める、「燃やすごみ」の削減に重点を置いた取組を推進する必要があります。

### 目標数値

平成34年度(2022年度)におけるごみ総排出量(集団回収量を含む)を  
35,300t以下にする

平成34年度(2022年度)における1人1日当たりのごみ排出量を  
870g/人・日以下にする

ごみ総排出量	〔平成28年度 2016年度〕	〔平成30年度 2018年度〕	〔平成34年度 2022年度〕
	36,877 t	⇒ 36,351 t	⇒ 35,300 t
1人1日当たりのごみ排出量	〔平成28年度 2016年度〕	〔平成30年度 2018年度〕	〔平成34年度 2022年度〕
	895 g	⇒ 887 g	⇒ 870 g

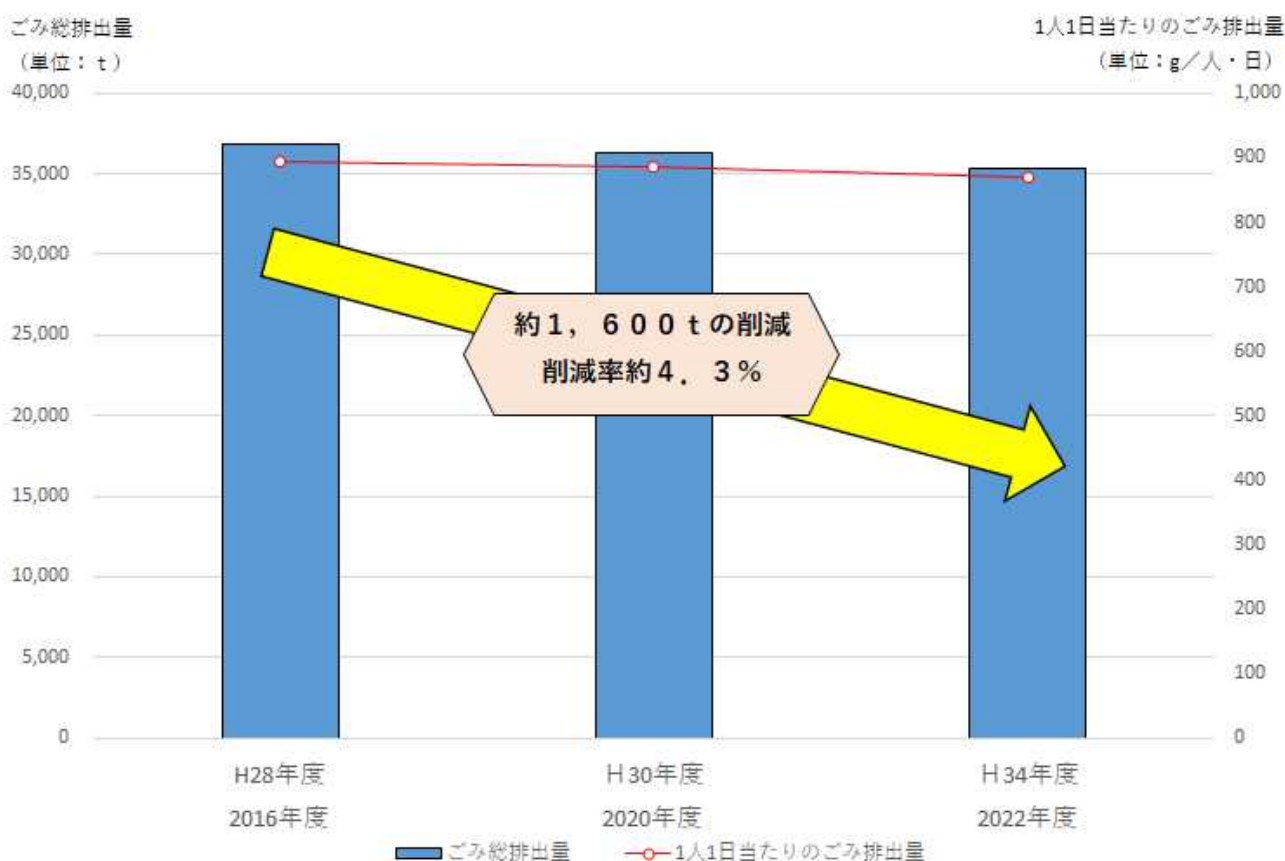


図6-1 目標達成のためのごみ総排出量の推移

## 目標B 再生利用率(リサイクル率)を上げる

再生利用率とは、ごみ総排出量のうち、リサイクルされた資源物の割合です。

再生利用率は平成27年度(2015年度)以降、小型家電や草木・剪定枝など新たな品目の資源化に取り組んだことにより、上昇傾向にあります。国や県の平均値と比較すると大幅に下回っており、より一層資源化を推進していく必要があります。今後は燃やすごみに排出されているリサイクルできる紙ごみを中心に、リサイクルされずに処理されてしまっている資源の掘り起こしを進めていく必要があります。

### 目標数値

平成34年度(2022年度)における再生利用率(集団回収量を含めたリサイクル率)を  
20%にする

〔平成28年度〕 2016年度	⇒	〔平成30年度〕 2018年度	⇒	〔平成34年度〕 2022年度
16.9%		17.9%		20%

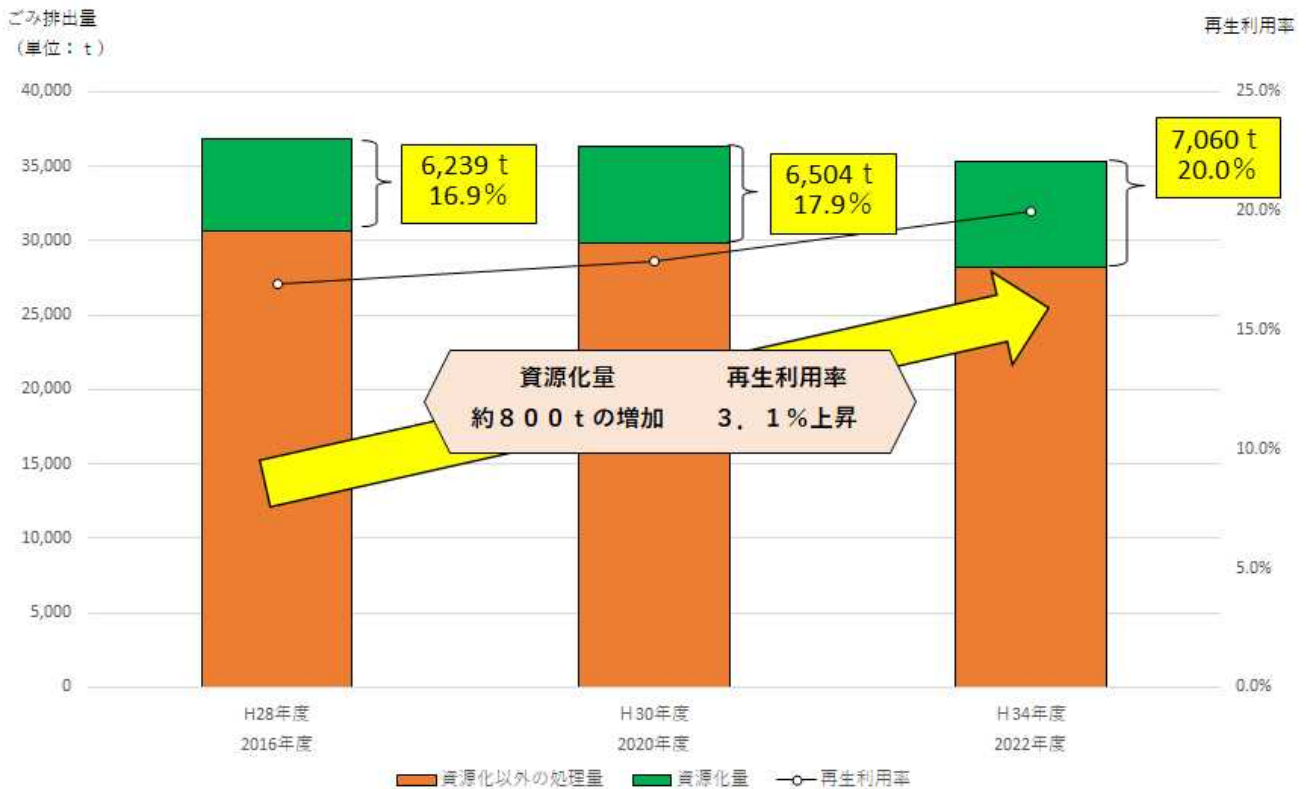


図6-2 目標達成のための再生利用率の推移



### 目標C 焼却量を減らす

焼却量とは、燃やすごみとして搬入されたものと粗大ごみ処理施設で破碎後に発生する焼却可能な残渣、容器包装プラスチックの選別に伴い発生する焼却可能な残渣を合わせた総量です。

近年では、燃やすごみの削減や草木・剪定枝などの新たな品目の資源化を進めたことにより、平成25年度(2013年度)の36,634tをピークに、平成28年度(2016年度)には30,286tと約17%の削減となっています。しかし、焼却量の大半を占める「燃やすごみ」には「食品ロス」や「リサイクルできる紙ごみ」などが多く含まれており、このようなごみの削減に向けた取組を重点的に進めていく必要があります。

#### 目標数値

平成34年度(2022年度)における焼却量を 28,000 t以下にする。

〔平成28年度〕 〔2016年度〕	⇒	〔平成30年度〕 〔2018年度〕	⇒	〔平成34年度〕 〔2022年度〕
30,286 t		29,557 t		28,018 t

焼却量 (t)

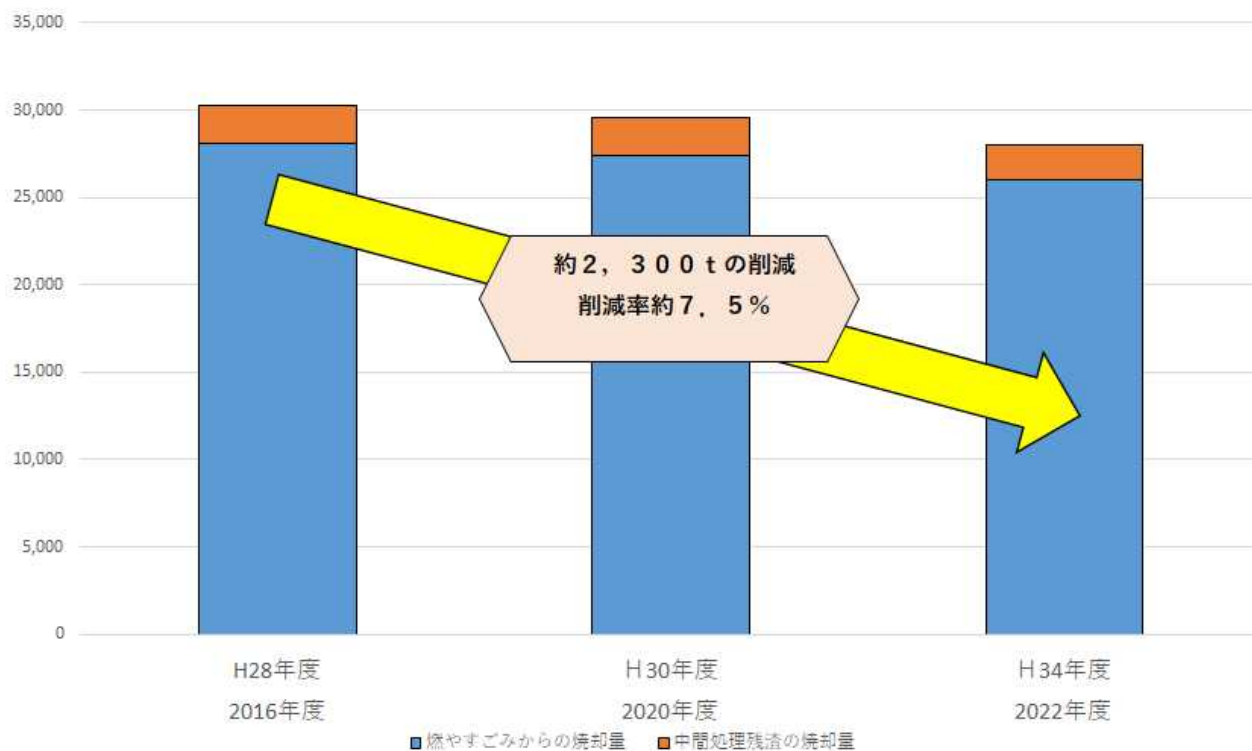


図6-3 目標達成のための焼却量の推移

## 目標D 最終処分量を減らす

最終処分量とは、陶器類などの不燃物や中間処理残渣など民間施設で処分されるものと、大阪湾広域臨海環境整備センターで処分される焼却灰等の総量です。

近年ではごみの減量が進んだことや、埋立ごみの選別を実施したことにより、平成25年度(2013年度)の7,859tをピークに平成28年度(2016年度)においては4,290tと約45%の削減となっています。今後は最終処分量の約89%を占める焼却灰等の削減を目的として、「燃やすごみ」の削減に重点を置いて取り組む必要があります。

### 目標数値

平成34年度における最終処分量を4,000 t以下にする。

平成28年度  
2016年度  
4,290 t

平成30年度  
2018年度  
4,163 t

平成34年度  
2022年度  
3,943 t

最終処分量  
(単位：t)

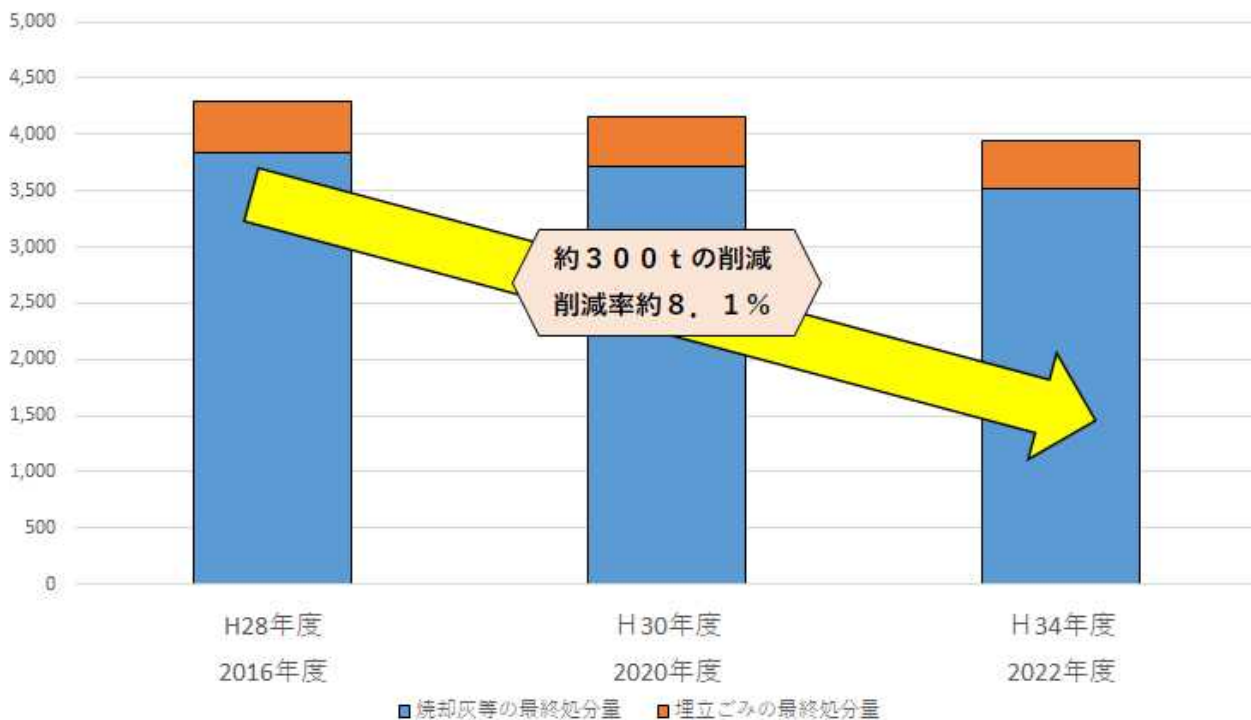


図6-4 目標達成のための最終処分量の推移

## 2 一般廃棄物の処理の現状と目標達成時の処理の状況

平成28年度(2016年度)の一般廃棄物の排出、処理状況および目標達成に向けた、具体的な施策の実施した場合の一般廃棄物の処理状況を図6-5および図6-6に示します。

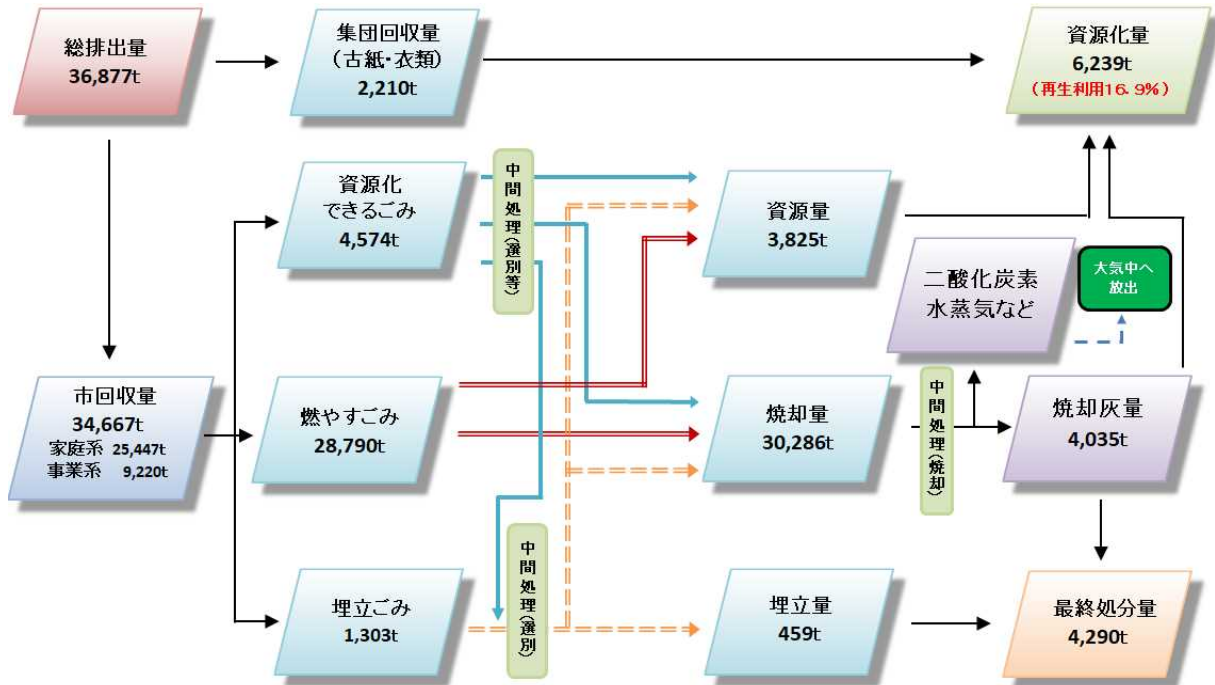


図6-5 一般廃棄物処理フロー図 平成28年度(2016年度)実績【基準年度】

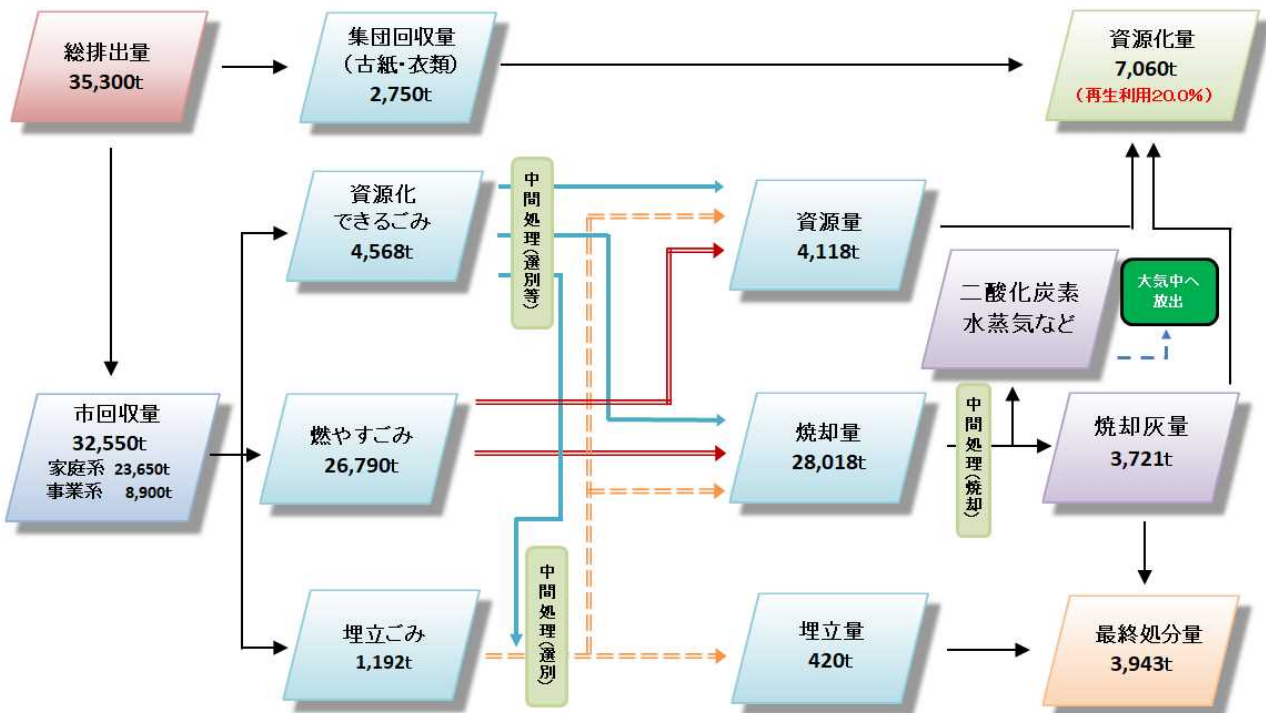


図6-6 一般廃棄物処理フロー図 平成34年度(2022年度)状況【目標年度】

### 3 目標設定の根拠

#### 目標A ごみ等総排出量を減らす

平成34年度(2022年度)におけるごみ総排出量(集団回収量を含む)を 35,300 t以下にする  
 平成34年度(2022年度)における1人1日当たりのごみ排出量を 870g/人・日以下にする

改定前の本計画においては、「平成34年度(2022年度)における1人1日当たりのごみ排出量を900g以下とする」としていましたが、平成28年度(2016年度)の1人1日当たりのごみ排出量が895gとなったことで、平成34年度(2022年度)の目標を達成することができました。しかし、滋賀県の1人1日当たりのごみ排出量の平均と比べて多い水準であり、より一層ごみの削減を進めていく必要があることから、新たな目標を設定しました。

新たな目標設定に当たっては、現在広域行政組合で策定が進められている、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」において、「燃やすごみの排出量を平成39年度(2027年度)において、平成28年度(2016年度)から5.0%削減する」という目標を検討されている点、平成27年度における1人1日当たりのごみ排出量の滋賀県平均が843gであるという点を踏まえ、広域行政組合が検討する目標を達成し、かつ、1人1日当たりのごみ排出量を平成27年度(2015年度)の滋賀県平均に近づけることを目標として、「平成39年度(2027年度)における1人1日当たりのごみ排出量を850g以下とする」という目標を設定しました。

上記目標を達成するために、本計画の目標年度である平成34年度(2022年度)に達成すべき目標値を算定し、「平成34年度(2022年度)における1人1日当たりのごみ排出量を870g以下とする」という目標を設定しました。

表6-1 ごみ総排出量 年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 (基準年)	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 (目標年)
1人1日当たりのごみ排出量 (g)	895	893	887	882	875	873	870
ごみ総排出量 (t)	36,877	36,615	36,351	36,090	35,825	35,563	35,300
人口予測 (人)	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366

## 目標B 再生利用率(リサイクル率)を上げる

平成34年度における再生利用率(集団回収量を含めたリサイクル率)を 20 %にする

平成28年度(2016年度)における再生利用率は、16.9%と改定前の本計画の目標値「平成34年度(2022年度)における再生利用率(集団回収量を含めたリサイクル率)を20%にする」を達成できていないことから、改定後においても改定前の目標を引き継ぐものとします。

改定前の目標値の算定根拠は以下のとおりです。

平成20年(2008年)7月の審議会答申では、「再生利用率(集団回収量を含めたリサイクル率)を28%にする。」という目標を設定しましたが、目標年度における実績は15.3%と大きく下回っています。同年度の滋賀県平均においては19%となっており、28%という目標数値はかなり厳しいものであると考えます。

本計画においては、古紙の資源化を促進するために、スーパー等の事業者が独自に店頭等で古紙回収を実施することを推進していくものとしており、これまで地域で集団回収や行政回収されていた一部がそちらへ移行されると予想されることから、これまでの集団回収や行政回収の水準を維持するよう啓発等の取組を実施するとともに、小型家電等の新たな分別区分による資源化率の向上を図ることとし、平成22年度(2010年度)県平均の19%を上回る20%に目標設定します。

表6-2 再生利用率 年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 (基準年)	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 (目標年)
燃やすごみからの焼却量 (t)	28,097	27,753	27,408	27,063	26,719	26,374	26,029
中間処理残渣の焼却量 (t)	2,189	2,155	2,121	2,087	2,053	2,020	1,989
焼却量合計 (t)	30,286	29,908	29,529	29,150	28,772	28,394	28,018

## 目標C 焼却量を減らす

平成34年度における焼却量を 28,000 t以下にする。

平成28年度(2016年度)における焼却量は、30,286tと基準年である平成23年度(2011年度)と比べ減少しているものの、改定前の本計画の目標値「平成34年度(2022年度)における焼却量を28,100t以下にする」を達成できておりません。焼却量については、「燃やすごみ量のうち、資源化された草木・剪定枝を除いたもの」、「粗大ごみのうち、焼却処理された量」、「容器包装プラスチックのうち、焼却処理された量」、「埋立ごみのうち、焼却処理された量」の和であることから、資料編4-1「一般廃棄物の排出量実績および将来予測(施策を実施した場合)」に示した「ごみ総排出量の内訳」における平成34年度(2022年度)の各項目の値から、以下のとおり目標値を算出しました。

◆焼却量算出根拠

▶平成28年度(2016年度)における粗大ごみ、容器包装プラスチック、埋立ごみ焼却処理割合

粗大ごみ	76.7%
容器包装プラスチック	24.3%
埋立ごみ	62.1%

▶目標Aを達成するための施策を講じた場合の各品目の平成34年度(2022年度)における排出量

燃やすごみ	26,790t(内草木・剪定枝 761t)
粗大ごみ	1,312t
容器包装プラスチック	1,000t
埋立ごみ	1,192t

▶焼却量の算出

燃やすごみのうち、焼却処理した量	26,790t	－	761t	=	<u>26,029t</u>
粗大ごみのうち、焼却処理した量	1,312t	×	76.7%	=	<u>1,006t</u>
容器包装プラスチックのうち、焼却処理した量	1,000t	×	24.3%	=	<u>243t</u>
埋立ごみのうち、焼却処理した量	1,192t	×	62.1%	=	<u>740t</u>

焼却量 26,029t + 1,006t + 243t + 740t = 28,018t

表6-3 焼却量 年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 (基準年)	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 (目標年)
燃やすごみからの焼却量 (t)	28,097	27,753	27,408	27,063	26,719	26,374	26,029
中間処理残渣の焼却量 (t)	2,189	2,155	2,121	2,087	2,053	2,020	1,989

**目標D 最終処分量を減らす**

平成34年度における最終処分量を 4,000 t以下にする。

平成28年度(2016年度)における最終処分量は、4,290tと改定前の本計画の目標値「平成34年度(2022年度)における最終処分量を5,200t以下にする」を大きく達成することができました。しかし、全国的に見ても最終処分場はひっ迫している状況であり、また、本市では市域において最終処分を行うことができる処分場がないことから、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要があり、新たな目標を設定しました。

目標設定にあたっては目標Aや目標Cで定められた目標を踏まえ、資料編4-1「一般廃棄物の排出量実績および将来予測(施策を実施した場合)」に示した「ごみ総排出量の内訳」における平成34年度

(2022年度)の各項目の値から、以下のとおり目標値を算出しました。

埋立ごみについては、民間に処理を委託しており、処理にあたっては選別が行われ、「不燃」、「可燃」、「資源」に分別されていることから、それぞれの処理割合を算出し目標値を算出しています。

◆焼却量算出根拠

▶平成28年度(2016年度)における埋立ごみの処理割合(民間処理)

可燃物 62.1% 不燃物 35.2% 可燃物の灰化率 20.0%  
 焼却灰の資源化率 66.0%

▶平成28年度(2016年度)における可燃物の清掃センターでの処理割合

可燃物の灰化率 13.1% 焼却灰の資源化量 100t(固定)

▶各目標を達成するための施策を講じた場合の各品目の平成34年度(2022年度)における排出量

焼却量 28,018t 埋立ごみ量 1,192t

▶最終処分量の算出

①埋立ごみからの最終処分量

埋立ごみのうち、可燃物量  $1,192t \times 62.1\% = 740t$   
 可燃物焼却時に発生する焼却灰  $740t \times 20.0\% = 148t$   
 焼却灰のうち、最終処分される量  $148t - (148t \times 66.0\%) = 50t$   
 埋立ごみのうち、不燃物量  $1,192t \times 35.2\% = 420t$   
 埋立ごみからの最終処分量  $50t + 420t = 470t$

②清掃センターでの焼却処理に伴い発生する焼却灰の最終処分量

清掃センターでの焼却量  $28,018t - 740t = 27,278t$   
 清掃センターでの焼却灰の発生量  $27,278t \times 13.1\% = 3,573t$   
 焼却灰の最終処分量  $3,573t - 100t = 3,473t$

③最終処分量合計(目標値)

$470t + 3,473t = 3,943t$

表6-4 最終処分量 年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 (基準年)	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 (目標年)
焼却灰等最終処分量(t)	3,831	3,766	3,717	3,669	3,620	3,572	3,523
埋立ごみ最終処分量(t)	459	452	446	439	433	426	420
最終処分量合計(t)	4,290	4,218	4,163	4,108	4,053	3,998	3,943

## 第 7 章 目標実現に向けた施策

### 1 ごみ総排出量を減らすための取組

#### (1) 2R(リデュース・リユース)を推進する

ごみの減量を進めるためには、製品等の製造から消費、廃棄という過程の中で、「ごみとして排出されるものを減らす」ことが最も重要であり、3Rの中でも、リデュース・リユースの2Rを優先的に推進する必要があります。

しかしながら、現状での市民の意識はリサイクルに向いていると思われるため、この意識を大切にしながら施策を進めるとともに、2R優先へと意識の転換を図る取組を進めます。

##### 【具体的施策】

###### リデュースの推進

- ◇市民1人ひとりのごみ減量への行動を促す仕組みづくり
- ◇食品ロス削減の推進
- ◇マイバッグ持参の推進
- ◇地域への出前講座の拡充

###### リユースの推進

- ◇エコマーケットなどのリユース情報の提供
- ◇リユース食器の普及促進
- ◇粗大ごみのリユースに向けた取組の検討

#### (2) 事業系ごみの適正な排出を推進する

事業者におけるごみ減量・資源化の自主的な取組を推進していくため、事業系一般廃棄物の分別に係る情報の提供や適切な指導を実施します。

##### 【具体的施策】

- ◇紙類の再生利用の促進
- ◇容器包装プラスチックの混入防止啓発指導の徹底
- ◇事業系食品リサイクルの促進



### (3) 事業者との連携を深める

事業者の自主的な減量・資源化の取組情報を共有し、市民へ発信するなど協力・協働を行っていきます。

#### 【具体的施策】

- ◇スーパー等店舗での古紙・衣類回収の推進
- ◇レジ袋無料配布中止の推進

### (4) 越境ごみ対策の強化

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村は、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬・処分をしなければならないこととなっており、区域外から廃棄物の搬入がないよう防止対策の強化を進めます。

#### 【具体的施策】

- ◇搬入時の確認強化
- ◇料金体系の見直し

## 2 再生利用率を上げるための取組

---

### (1) 新たな回収区分の拡大による再生利用の推進

本市では、11種分別体制を確立しており、そのうち、リサイクルできる品目は8種となっています。しかし、リサイクルされていない品目の中には、リサイクル可能なものも含まれていることから、新たな回収区分の拡大に向けて、収集・選別作業や搬入先の確保、資源化の新たな技術の導入についても積極的に検討を進めながら、リサイクルの取組を進めていきます。

#### 【具体的施策】

- ◇新しい資源化技術導入の検討

### (2) 賦存資源の掘り起こしによる再生利用の推進

資源として処理をされていない「燃やすごみ」や「埋立ごみ」の中には、リサイクルすることのできるものが数多く捨てられています。このようなリサイクルできるものを資源として適切に分別できるよう情報発信・啓発等を進めます。

**【具体的施策】**

- ◇草木・剪定枝・流木などの資源化の推進
- ◇近年分別を開始した資源物のリサイクルの推進
- ◇雑がみリサイクルの推進
- ◇集団回収の継続的な実施

### 3 最終処分量を減らすための取組

---

#### (1) 埋立ごみの選別により、最終処分量を減らす

「埋立ごみ」に関しては、資源化できるものを選別するなど、最終処分量の減量に向けた取組を進めます。

**【具体的施策】**

- ◇埋立ごみ選別の継続的な実施

#### (2) 焼却灰の資源化により、最終処分量を減らす

焼却灰については埋め立てるだけでなく、様々な技術を用いることにより、路盤材等の資源として活用することができます。このような焼却灰のリサイクルを実施することで最終処分量の削減に努めます。

**【具体的施策】**

- ◇焼却灰資源化の継続的な実施

### 4 焼却量を減らすための取組

---

#### (1) 「紙ごみ」資源化の推進

燃やすごみの中には、リサイクル可能な「紙ごみ」が多量に捨てられています。このようなまだリサイクルできる紙ごみについて、広報やイベント、チラシの配布などにより啓発を行い、紙ごみのリサイクルを推進します。

**【具体的施策】**

- ◇紙ごみの排出方法や分別方法の周知

## (2) 「生ごみ」資源化の推進

現在取り組んでいる、有用な微生物を用いて生ごみを堆肥化する簡易生ごみ処理は、生ごみを堆肥化するうえで有効な手段の一つです。現在、簡易生ごみ処理に取り組んでいる団体みなさんと協力して、簡易生ごみ処理の普及促進に努めます。

### 【具体的施策】

- ◇簡易生ごみ処理の普及促進
- ◇簡易生ごみ処理でできた堆肥の利用方法の検討

## 第 8 章 ごみ問題全般に係る施策

### 1 収集運搬および処理の充実

#### (1) 収集運搬体制の適正化

本市では、家庭系一般廃棄物については、11種の分別区分を設けており、その区分により排出先を集積所または拠点回収に区別しています。収集運搬については、直営収集と委託収集で対応していくとともに、現状の収集体制を維持していきます。

事業系一般廃棄物については、「特別収集証紙」を事業用指定専用袋に貼り付け集積所に排出するか、排出事業者自らが直接清掃センターへ持ち込むかまたは、排出事業者が許可業者に収集運搬を委託することにより清掃センターに搬入されています。

家庭系一般廃棄物については、現状の回収品目を維持するとともに、新たな回収品目については、直営収集または委託収集により対応していきます。一時的に多量に排出される家庭系の廃棄物の収集については、引き続き一般廃棄物処理業（収集運搬）許可の事業範囲の拡大で対応を実施していきます。また、収集の効率を高めるため、地域とも連携しながら集積所の統合を図っていきます。

事業系一般廃棄物については、現行の許可制度を堅持します。事業系一般廃棄物収集運搬許可業者数は30社に達しており、事業系の一般廃棄物の収集運搬を遂行するのに充足しているため、原則として新規の事業者への許可は認めない方針を考えています。ただし、リサイクルを目的として処理をする事業者には、その許可に関して積極的に協議していくほか、食品廃棄物などの越境処理については、処理施設が存在する市町村と積極的に協議を進めていきます。

#### (2) 施設の整備・維持管理

現在、湖東圏域では広域行政組合を中心に一般廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、新ごみ処理施設の建設計画が進められています。一般廃棄物を集約し、統一的に分別・処理すれば、各市町が個々にごみの分別・処理を行うよりも、処理施設の建設費や運営費の縮減が図れることとなります。また、ごみ焼却施設に限れば、ごみの安定的な連続燃焼が可能となり、高度な排ガス処理設備の導入や発電などの余剰熱利用システムの構築が可能となり、処理経費の縮減にもつながります。

新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、現有施設を安定して稼働していくための整備や補修を進めるとともに、現有施設への負担を減らすためごみ減量・資源化に向けた取組を実施していきます。

#### (3) 最終処分場

平成28年（2016年）3月末に広域行政組合が管理する中山投棄場の埋立処理が終了したことに伴い、現在、本市内や広域行政組合圏域において、焼却灰や埋立ごみ等の一般廃棄物を処理できる最終処分場はありません。現状では焼却灰の処分については、大阪湾広域臨海環境整備センターへ処

理を委託し、埋立ごみ等の一般廃棄物については民間事業者にその処理を委託しています。今後は、現状の処理方法を維持するとともに、広域行政組合圏域内において最終処分場を設置できるよう、広域行政組合とともに候補地の検討を行います。

## 2 分かりやすい情報の提供

---

### (1)ごみ関連情報の「みえる化」

「みえる化」とは、取組の状況やその問題点を常に明らかにしておく工夫のことです。

廃棄物行政を担う自治体が、廃棄物に関するさまざまな情報を蓄積しているのに対し、市民は十分な情報に接していないのが現状です。自治体のごみ減量施策に対して市民の理解や協力を得るためには、日頃からできるだけ多くの情報を広報やホームページを通じて市民に提供し、地域のごみ問題とそれに対する対策方法を「みえる化」することが重要となります。

ごみ処理を有料化していない自治体においては、税金でごみ処理費用を負担することになり、日常生活において自分の出すごみの処理に費用がかかっていることを意識するのは難しいと思われまます。このことは、ごみを減らすインセンティブ(動機づけ)を与えないだけでなく、ごみを多く出す人とごみを減らす工夫や努力をしている人との間で、負担に不公平を生じさせることにもつながります。こうした情報を市民が知ることが重要であり、今後のごみ処理統計の公開には、ごみ処理にかかる費用と併せて一人当たりのごみ処理経費も含め、市民一人ひとりが「何をすれば、どういった効果があるのか」など、市民にごみを減らすインセンティブを与えられるような分かりやすい情報提供をする必要があります。

本市における情報提供の方法としては、広報ひこねやホームページのほか、例えば、「ごみ等の収集カレンダー」裏面の白紙部分にごみ減量・資源化に関する情報を掲載するなどの工夫をするるとともに、ごみ問題に関するイベントを開催するなどの情報提供と併せて、「市民の意見を聞く場」を設けるなどの施策を展開していきます。

### (2)環境教育・環境学習、出前講座の充実

市民・市民団体・事業者・市の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催や環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法や資源化、ごみ問題などについて学習する出前講座の充実を図る必要があります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

### 3 市民サービスの向上と負担の公平化に努める

---

#### (1) 分別区分、排出方法、収集体制の検討

これまで本市では、廃棄物に関する各種法律の改正に伴い、分別区分の見直し等を実施しています。市民にとってごみの分別は手間のかかることであり、分別区分や排出方法が難しいと「やりがい」を見い出せないどころか、異物の増加や不法投棄など不適正なごみ排出にもつながります。今後は、資源化を進めながら「分別区分が分かりやすく」、「なるべく手間のかからない方法」で、「やりがい」を持って取り組める分別収集体制の確立を図っていきます。

#### (2) 料金体制の見直しおよびごみ処理手数料の有料化検討

ごみ処理に必要な経費は、電気料金、燃料費、人件費、委託料など社会情勢の影響により変動することから、必要に応じて適切なごみ処理手数料を設定するとともに、ごみ処理経費に対する市民の負担が不公平とならないよう、料金体制の見直しや、有効な施策や方針を検討していきます。

ごみ処理の有料化については、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民意識の改革等の考え方を踏まえたうえで、有料化に伴うメリットやデメリットを勘案し、検討を行います。

#### (3) 高齢社会への対応

日本の総人口に占める65歳以上の人口の割合は、平成28年(2016年)10月1日の段階で27.3%、本市においては24.0%と、ともに21%を超え「超高齢社会」へ突入しています。

高齢社会の対策については、高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対応したサービスの向上として、地域でごみ出しを協力するなどの「地域で見守る」仕組みづくりや戸別回収など、利便性と効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

介護福祉施設への入居等で空き家となった家屋内の整理や遺品整理に伴って発生する廃棄物の適正処理についても、一般廃棄物処理業(収集運搬)許可の事業範囲を拡大することにより対応しています。

### 4 市民意識の向上に努める

---

#### (1) 適切な情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果などのごみに関する理解を求める情報、市民・事業者の「やりがい」につながる情報、エコマーケットや環境・ごみに関するイベント開催の情報、さらには市民団体や地域が取り組むボランティア清掃活動など、ホームページや広報ひこね、さらにはFMひこねを活用してタイムリーな情報を提供するとともに、市民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

## (2)美しいひこね創造活動の推進

本市では、愛するひこねをさらに美しくするために、一人ひとりの手により自主的に行う「美しい行為」に対して地域通貨「彦(げん)」を交付する「美しいひこね創造活動」に取り組んでいます。

清潔で緑と花があふれる「美しいまち ひこね」を未来の世代に引き継ぐために、個人や地域で行われる美化活動など、市民・市民団体・事業者などあらゆる主体の協働による美しいまちづくりに取り組む、「美しいひこね創造活動」が市内全域に広がるよう周知するとともに、市民の活動を促進していきます。

## 5 環境負荷の低減に配慮する

---

### (1)排出ルールの徹底

分別ルール・排出ルールの徹底を図ることにより、古紙や缶・びん・ペットボトルなどの適切な資源化を進めるとともに、資源としての品質の向上に取り組めます。

平成21年度(2009年度)から汚れた容器包装プラスチックを燃やすごみへ移行したことにより、燃やすごみに含まれる容器包装プラスチックの割合が増えており、燃やすごみの削減と資源としての品質の確保を図るため、排出時の配慮事項等について、写真等を用いた視覚的に分かりやすい説明に努めます。また、各種広報媒体を活用した分別区分の周知や、出前講座による排出ルールの説明会などを強化する必要があります。

古紙・衣類の行政回収を実施することとなってから、資源物の持ち去りが見受けられます。資源物の持ち去りについては「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」において、適正に排出された廃棄物の市の所有権を明確にしたところであり、資源物の持ち去りが確認された場合には、条例に基づき適切な対応を行っていきます。

### (2)不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷や山林でのごみの散乱や不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や地域との連携を図るなど、あらゆる主体の協働によって、不法投棄などの不適正排出の防止を推進します。

また、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、「びわこの日」環境美化活動をはじめとした各種環境美化活動への積極的な参加を求め、市民意識の高揚を図っていきます。

### (3)ごみ収集運搬車両への低公害車の導入

現在、本市においては低公害車として、廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料を使用する塵芥車を5台、エンジンと電動式モーターを組み合わせたハイブリッド塵芥車を3台導入しています。今後

も収集運搬車両の形態および台数等の見直しを行うとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図ります。

## 第 9 章 計画の着実な推進

計画の着実な推進を図っていくため、施策の進捗状況や、市民・事業者の取組状況を毎年、把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。また、進捗状況の適切な点検・評価を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項に規定する彦根市廃棄物減量等推進審議会を通年で設置し、毎年施策の実施状況や進捗状況を報告することにより、本審議会から意見や提言をいただくとともにその結果を公表し、次年度の施策の展開等へ活かすものとします。

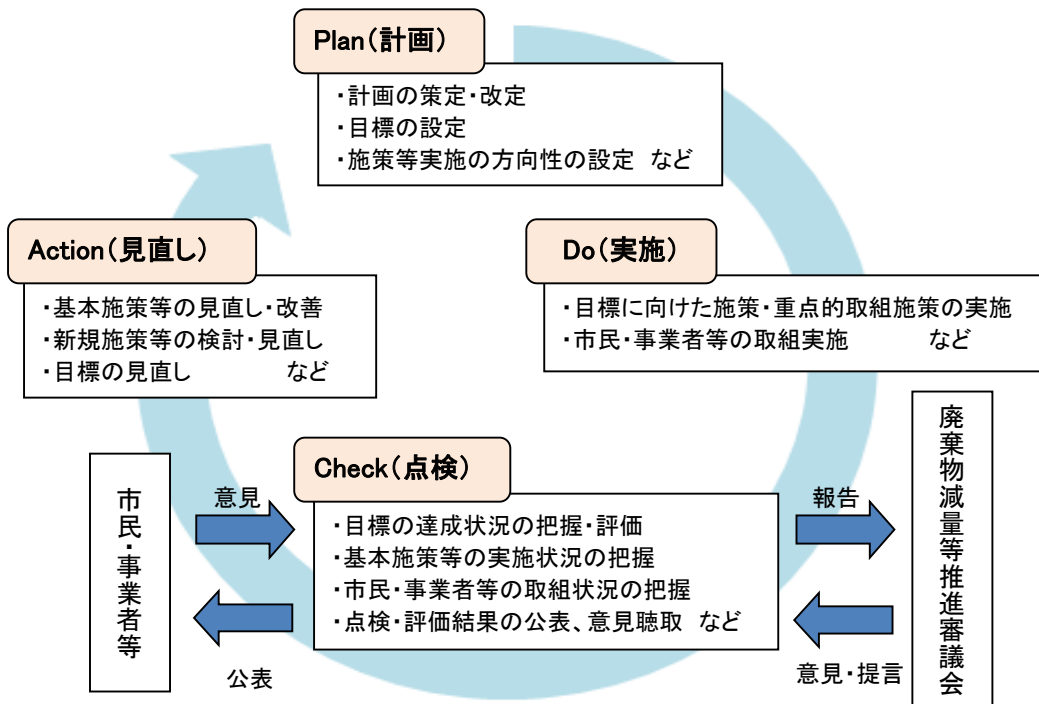


図9-1 計画の進行管理



## 第 10 章 災害廃棄物への対応

---

災害発生時には、被災自治体の都市機能や市民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。

また、大規模な地震などの災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能などにより、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。よって、災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画を策定します。